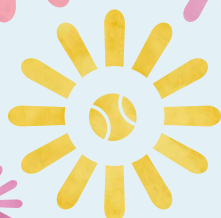
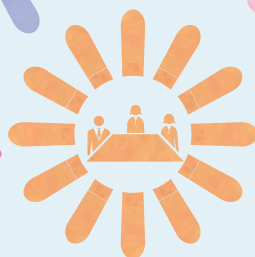
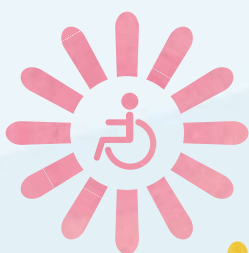
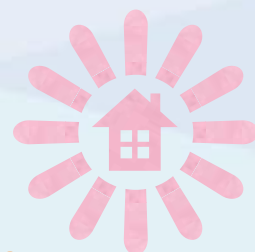
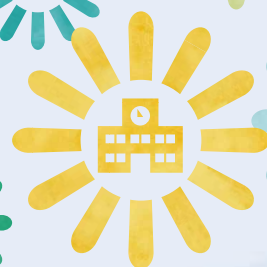
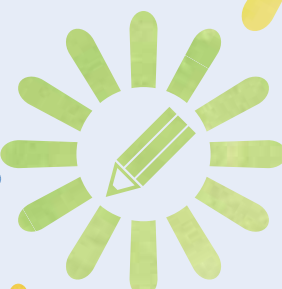
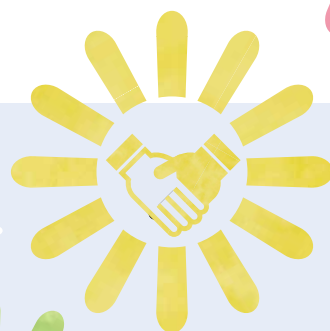
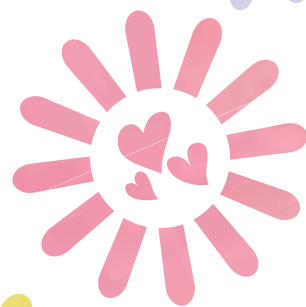


第3次 さがみはら 男女共同参画プラン



相模原市

はじめに



少子高齢化の進行や人口の減少、ライフスタイルの多様化など、私達を取りまく社会環境は大きく変化しています。そうした社会の変化に対応し、誰もが安全で、安心して心豊かに暮らすためには、性別等にかかわらず、一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現が必要となります。

本市では、平成12年に県内で初めてとなる「男女共同参画都市宣言」を行い、平成16年には「さがみはら男女共同参画推進条例」を制定しました。また、「さがみはら男女共同参画プラン(第1次：平成13年、第2次：平成24年)」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、様々な施策に積極的に取り組んでまいりました。

前計画の策定から8年が経過し、国内では、平成27年に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」をはじめ、男女共同参画社会の実現に向けた各種法律等の整備が進められました。一方、国際的には、平成27年9月に国連にて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、国際社会全体の普遍的な目標として「持続可能な開発目標(SDGs)」が掲げられました。17のゴールからなるSDGsの中には、「5 ジェンダー平等を実現しよう」という目標も掲げられております。

こうした社会情勢の変化を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた取組をさらに進めていくため、このたび、「第3次さがみはら男女共同参画プラン」を策定いたしました。本計画には、働く場における女性の活躍をより一層推進していくための「さがみはら女性活躍推進プラン」、配偶者等からの暴力の根絶に向けた取組を推進するための「さがみはらDV対策プラン」を盛り込んでおります。

今後は、本計画に基づき、市民や事業者等、様々な方々と連携・協働しながら、男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進に取り組んでまいりますので、皆様のより一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見、御提案をいただきました市民の皆様をはじめ、相模原市男女共同参画審議会委員の皆様にご心からお礼を申し上げますとともに、引き続き本市の男女共同参画の推進につきまして、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年3月

相模原市長 **本村賢太郎**



もくじ

第1章 計画策定に当たって

01 経緯	2
02 背景	2
03 男女共同参画を取りまく本市の現状と課題	3

第2章 計画の基本的な考え方

01 目的	15
02 基本理念	15
03 位置付け	16
04 計画期間	17
05 基本方針	17
06 重点項目	17
07 計画の体系	19

第3章 計画の内容

基本方針Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画の推進	20
基本方針Ⅱ 男女共同参画の視点に立った安心な暮らしの実現	23
基本方針Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革	28
基本方針Ⅳ 働く場における女性の活躍推進 【さがみはら女性活躍推進プラン】	32
基本方針Ⅴ 配偶者等に対する暴力の根絶と被害者への支援 【さがみはらDV対策プラン】	38

第4章 計画の推進に当たって

01 推進体制	43
02 点検・評価	44

参考資料

01 用語解説（50音順）	46
02 計画策定の経過	49
03 諮問書	50
04 答申書	51
05 相模原市男女共同参画審議会委員名簿	52
06 関係法令	53
07 男女共同参画に関する年表	78

※「第3章 計画の内容」に記載の「主な所管局」は、令和2年4月以降の名称です。

01 経緯

本市では、男女がともに輝き、自分らしく生きることのできる男女共同参画社会の実現のため、「男女共同参画社会基本法」(平成11年法律第78号)に基づく計画として、平成13年3月に「さがみはら男女共同参画プラン21」(以下「第1次計画」といいます。)を策定しました。

また、平成16年には、「さがみはら男女共同参画推進条例」(平成16年相模原市条例第1号。以下「条例」といいます。)を制定し、男女共同参画社会の実現のため、条例の理念に基づき、様々な施策に取り組んできました。

平成24年3月には第1次計画の見直しを行い、新たに「第2次さがみはら男女共同参画プラン21」(以下「第2次計画」といいます。)を策定し、様々な分野にわたり男女共同参画を推進するための施策に取り組んできたところです。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識や性差に関する偏見、働く場における女性の活躍、配偶者等に対する暴力等、多くの課題が依然として存在しています。

こうした中、第2次計画の計画期間が令和元年度に終了しますが、男女共同参画社会の実現に向けた取組は、今後も本市の重要課題であることから、新たに「第3次さがみはら男女共同参画プラン」(以下「本計画」といいます。)を策定します。

02 背景

国では、平成11年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、翌年には同法に基づき、男女共同参画社会の形成を促進するための基本的方向や具体的な取組を示す「男女共同参画基本計画」を策定しました。平成27年には「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、「あらゆる分野における女性の活躍」、「安全・安心な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」、「推進体制の整備・強化」に向けた取組が進められています。

また、平成13年に制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成13年法律第31号。以下「DV防止法」といいます。)は、平成25年の一部改正において、配偶者からの暴力だけでなく、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力についても適用対象とし、より広い対象範囲での暴力の防止及び被害者の保護を図ることとなりました。

平成27年に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」といいます。)は、女性の採用、登用、能力開発等のための事業主行動計画の策定義務などを定めていますが、令和元年の一部改正において、行動計画を策定する事業主の範囲が拡大されたことによって、働く場における女性のより一層の活躍が推進されることとなりました。

また、平成30年に制定された「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」(平成30年法律第28号)は、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則に掲げ、自治体の責務として、実態の調査及び情報の収集、啓発活動、環境整備、人材の育成等を定めています。

一方、国際的には、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、17のゴールと169のターゲットからなる「持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)」が国際目標として掲げられました。17のゴールの中には、「5 ジェンダー平等を実現しよう」が明記されており、「政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参加及び平等なリーダーシップの機会を確保する」など、様々なジェンダー課題への対応が求められています。

このように、国内外を問わず、性別にかかわらず、全ての個人が互いに人権を尊重し、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。

03

男女共同参画を取りまく本市の現状と課題

1 相模原市の人口動向

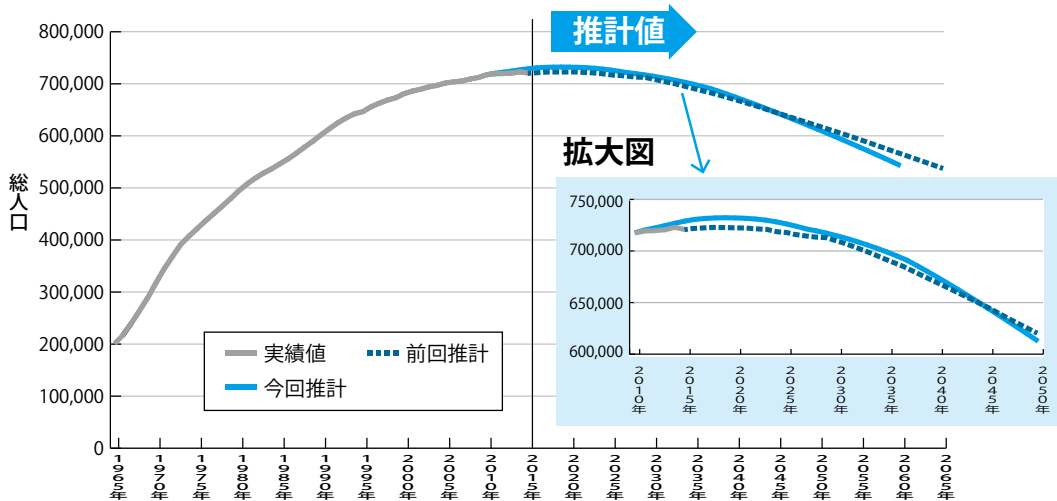
本市の人口は、令和元年(2019年)をピークに減少に転じ、令和47年(2065年)には現在の約4分の3となる536,958人に減少する見込みです【図表1】。

また、年少人口(0歳~14歳)及び生産年齢人口(15歳~64歳)についても、今後、一貫して減少することが見込まれます【図表2】。

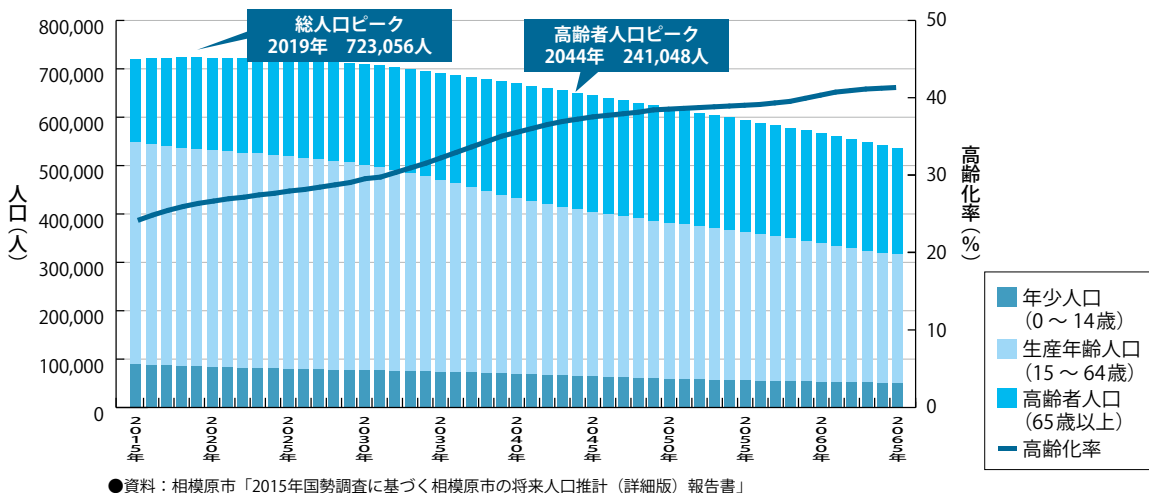
一方、総人口に占める高齢者(65歳以上)の割合である高齢化率は、今後も上昇を続け、本市はこれから急速な高齢化を迎える見込みです【図表2】。

少子高齢化の進行、生産年齢人口の減少などの人口構造の変化により、本市の経済活力や地域活力が低下することが懸念される中、本市、ひいては日本経済が持続的に発展し、活力を維持していくためには、性別等にかかわらず、一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、活躍することのできる社会の構築が必要となります。

図表1 総人口の推移と推計値(1965年~2065年)[相模原市]



図表2 年齢3区分別人口及び高齢化率の推移(2015年~2065年)[相模原市]



1 計画策定に当たって

2 計画の基本的な考え方

3 計画の内容

4 計画の推進に当たって

参考資料

2 政策・方針決定過程への女性の参画をめぐる状況

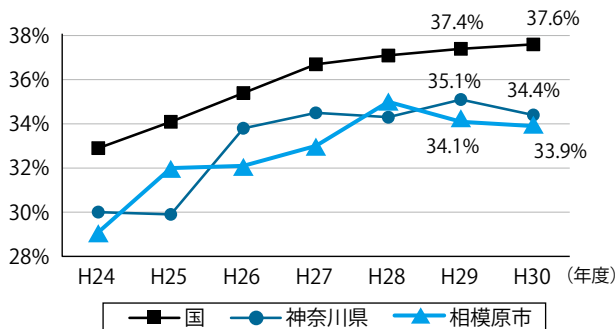
本市では、第2次計画に基づき、あらゆる分野の政策・方針決定過程における女性の参画を拡大する施策を推進してきました。

本市の審議会等の委員に占める女性の割合は平成28年度をピークに減少傾向にあり、平成30年度においては、33.9%となっています【図表3】。また、事業所の管理職や市職員の管理職（課長級以上、教職員にあっては校長・副校長）に占める女性の割合については、おおむね上昇してきていますが【図表4・5】、多くの分野において、政策・方針決定過程への女性の参画が十分であるとはいえない状況です。

また、女性が役職等への就任を依頼された場合、半数以上が断る状況にあり、女性の役職等への就任意識の低さがうかがわれます【図表6】。

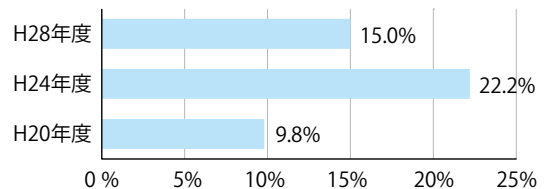
こうしたことから、あらゆる分野の政策・方針決定過程への女性の参画を拡大していくため、その重要性に関する理解を促進するとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や、女性のキャリア形成の支援をしていくことが必要です。

図表3 審議会等における女性委員割合の推移



●資料：(1)国の数値は、内閣府「男女共同参画白書」より作成
 (2)神奈川県の数値は、神奈川県「神奈川県の男女共同参画－男女共同参画年次報告書－」より作成
 (3)相模原市の数値は、相模原市人権・男女共同参画課調べ
 ※国は各年度9月30日現在、神奈川県及び相模原市は各年度3月31日現在

図表4 事業所における女性管理職の割合の推移 [相模原市]



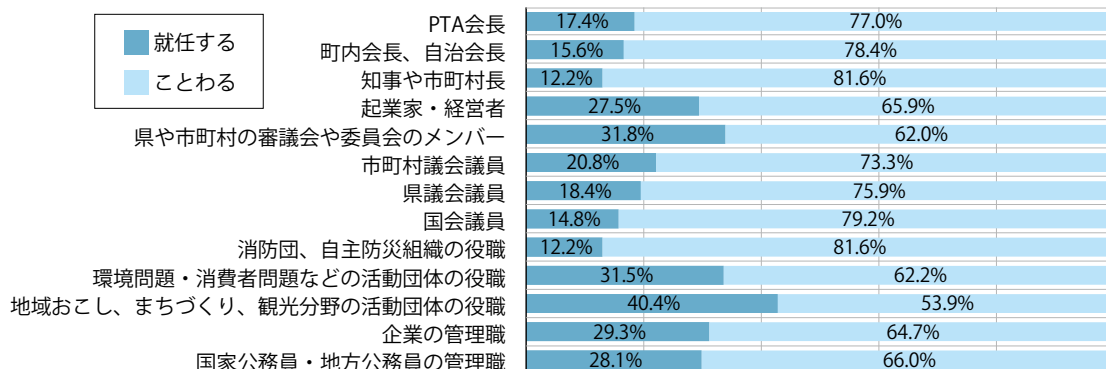
●資料：相模原市「相模原市雇用促進対策基本調査」

図表5 市職員の管理職に占める女性の割合の推移 [相模原市]

	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
市職員の管理職（課長級以上）に占める女性の割合（教職員除く。）	15.4%	16.5%	17.3%	17.3%	18.8%
教職員の管理職（校長・副校長）に占める女性の割合	33.8%	36.2%	35.5%	34.5%	35.5%

●資料：相模原市人権・男女共同参画課調べ ※各年4月1日現在

図表6 女性が役職等への就任を依頼された際の就任意識 [相模原市]



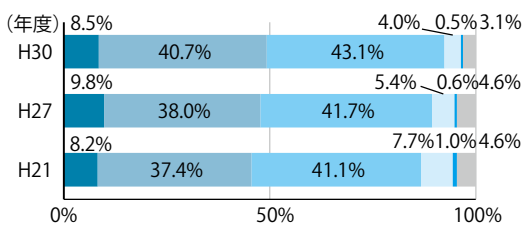
●資料：相模原市「男女共同参画に関する市民意識調査（平成30年度）」

3 地域や消防防災分野における状況

① 地域における男女共同参画

本市では、地域社会(自治会、NPO等)において男女が「平等」と考える市民の割合が増加している一方、「男性の方が優遇」、「どちらかといえば男性優遇」と考える市民の割合も増加しています【図表7】。自治会長及び小中学校PTA会長に占める女性の割合については、おおむね横ばいで推移しています【図表8】。また、社会活動(趣味等のサークル活動、自治会活動、ボランティア活動等)に参加していない理由として、男女ともに「仕事が忙しくて余裕がない」、「きっかけがない」が上位を占めています【図表9】。

図表7 地域社会(自治会、NPO等)における男女の平等感の推移 [相模原市]



● 男性の方が優遇 ● 平等 ● 女性の方が優遇
 ■ どちらかといえば男性優遇 ■ どちらかといえば女性優遇
 □ 無回答

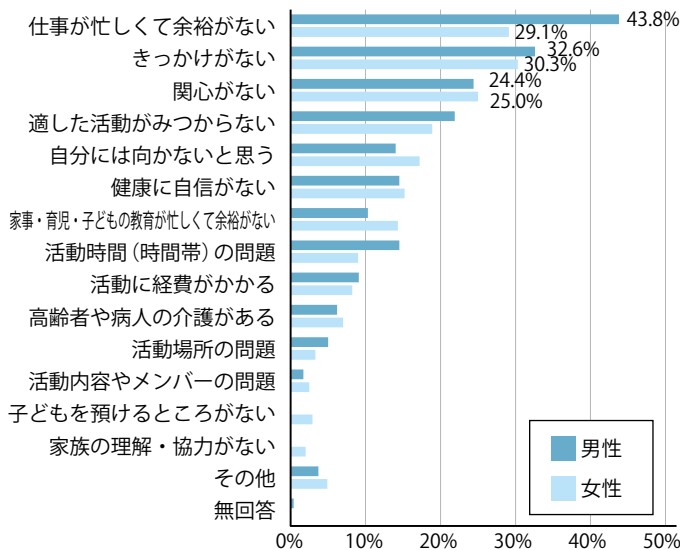
●資料：相模原市「男女共同参画に関する市民意識調査」

図表8 自治会長及び小中学校PTA会長に占める女性の割合の推移 [相模原市]

	H29年	H30年	H31年 (R1年)
自治会	7.3%	6.4%	7.3%
小中学校PTA	30.8%	25.2%	30.8%

●資料：相模原市人権・男女共同参画課調べ
 ※自治会は各年4月1日現在、PTAは各年6月1日現在

図表9 社会活動に参加していない理由 [相模原市]



●資料：相模原市「男女共同参画に関する市民意識調査(平成30年度)」

② 消防防災分野における男女共同参画

災害時には、平時における社会の課題が、一層顕著になって現れる傾向にあります。例えば、家事や子育て、介護等の家庭的責任が女性に集中し、ストレスや心身の不調を抱えやすい一方、男性においては、「家族を経済的に支え、守るのは自分の役割である」との意識が強く、その責任を抱え込み追い詰められやすいこと等が挙げられます。加えて、男女のニーズの違い、子育てや介護を必要とする家庭の事情等が十分配慮されず、必要な支援や物資が提供されないといった問題も明らかになっています。

また、災害発生時の現場において、消火や救助、救急活動等を行う消防吏員の女性の割合は、全国的に増加傾向にあり、本市では3.3%(平成30年度)となっています。これは、全国の2.7%(平成30年度)と比較して高い割合ではありますが、さらにその割合を高めていく必要があります。

こうしたことから、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進、地域における活動に関する情報提供や相談体制の充実等により、多様な住民の地域における様々な活動の参画を促進するとともに、自治会やPTA等の地域団体における会長等の役職への女性の就任を促進していく必要があります。また、女性と男性では災害から受ける影響に違いがあることに留意しつつ、男女共同参画の視点から、事前の備えや避難所運営、被災者支援等を行うとともに、災害発生時の現場における様々な活動への女性の参画を推進していく必要があります。

1 計画策定に当たって

2 計画の基本的な考え方

3 計画の内容

4 計画の推進に当たって

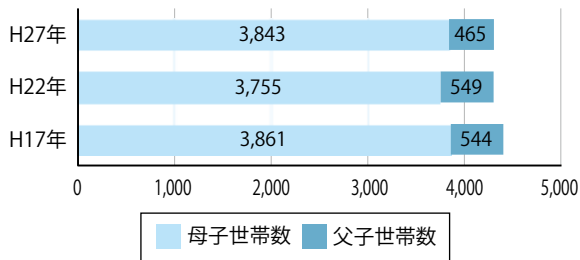
参考資料

4 支援を必要とする市民をめぐる状況

① ひとり親家庭を取りまく状況

本市におけるひとり親世帯の数はおおむね横ばいで推移しており、そのうち、母子世帯が約9割を占めています【図表10】。また、母子世帯は父子世帯に比べて収入が低く、経済的に困難な世帯が多い傾向にあります【図表11】。

図表10 母子世帯・父子世帯数の推移 [相模原市]



●資料：総務省「国勢調査」
※平成17年については、国勢調査の結果を、合併（平成18年3月20日及び平成19年3月11日）後の相模原市域に組み替えて集計した。

図表11 ひとり親世帯の年収 [全国]

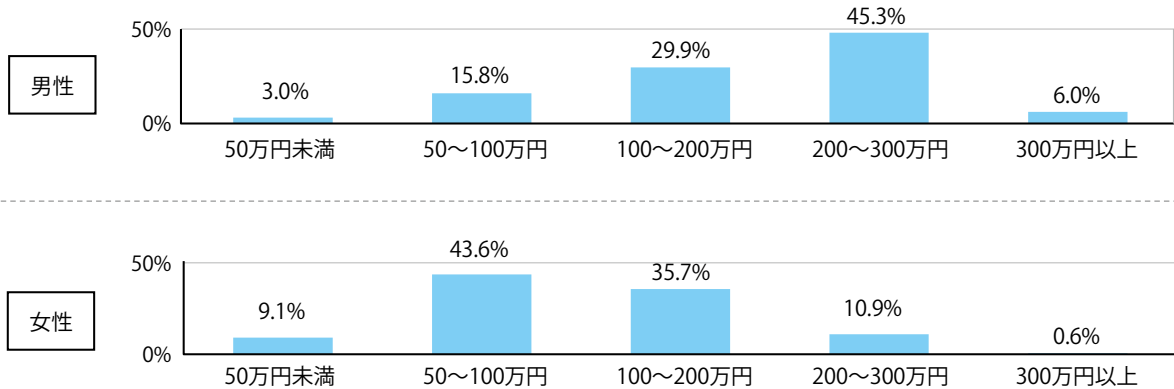
	母子世帯	父子世帯
平均年間収入 〔母又は父自身の収入〕	243万円	420万円
平均年間就労収入 〔母又は父自身の就労収入〕	200万円	398万円
平均年間収入 〔同居親族を含む世帯全員の収入〕	348万円	573万円

●資料：厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」
※「平均年間収入」は、生活保護法に基づく給付、児童扶養手当等の社会保障給付金、就労収入、別れた配偶者からの養育費、親からの仕送り、家賃・地代などを加えた全ての収入の額
※「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、平成27年の1年間の収入

② 高齢者を取りまく状況

高齢化が進行する中、厚生労働省が平成29年に実施した「年金制度基礎調査（老齢年金受給者実態調査）」によると、65歳以上の女性の公的年金の平均額が男性より76万円低い状況等があり、性別による高齢者の生活状況等の差に留意する必要があります【図表12は参考】。

図表12 65歳以上の男女の公的年金（国民年金及び厚生年金保険の老齢年金）年金額 [全国]



●資料：厚生労働省「年金制度基礎調査（老齢年金受給者実態調査）平成29年」

③ 障害のある人を取りまく状況

本市の障害（身体障害、知的障害、精神障害）のある人の数は、平成31年4月1日現在39,552人（精神障害のみ平成31年3月31日現在）ですが、令和5年には44,623人にまで増加することが見込まれ、総人口に対する割合についても増加していくことが見込まれています。

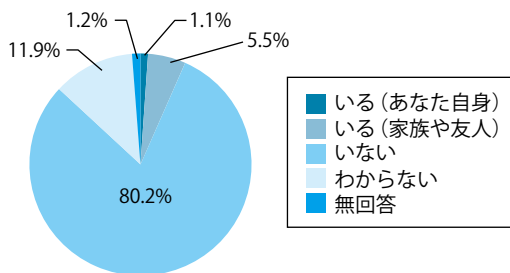
④ 外国人市民を取りまく状況

外国人市民が増加傾向にある中、平成31年4月に出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）が改正され、中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するための新たな在留資格が創設されました。このことによって、本市においても、生活者としての外国人市民の一層の増加が見込まれています。

⑤ 性的少数者を取りまく状況

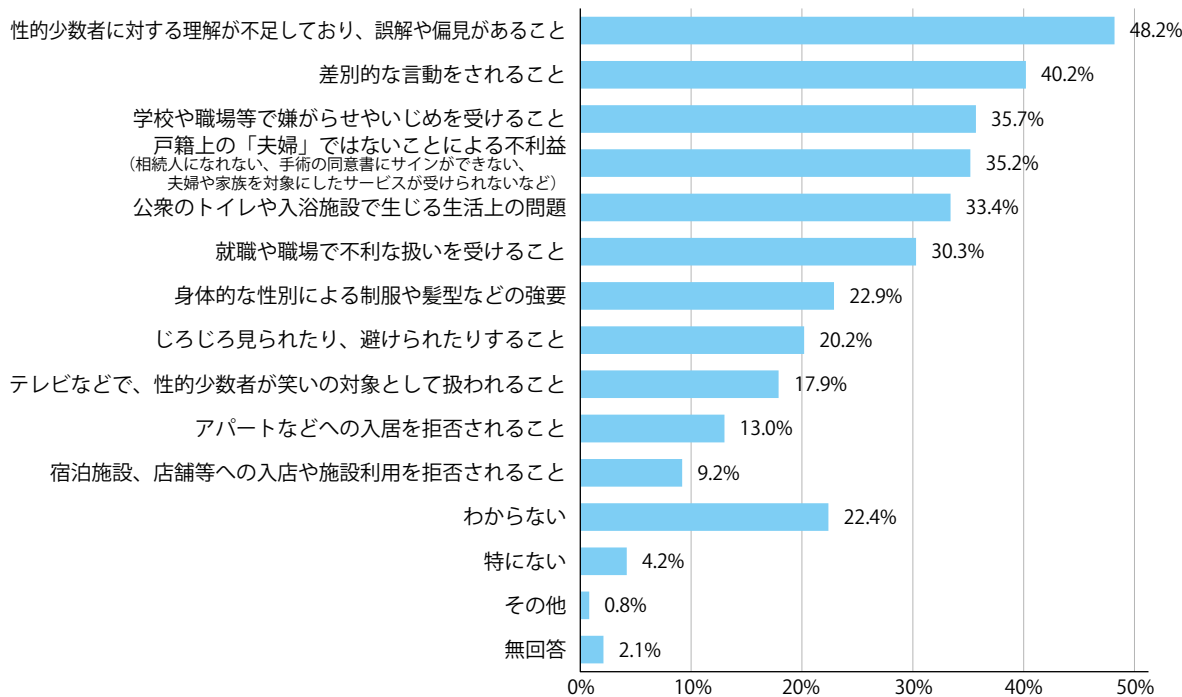
本市が平成28年度に実施した「人権に関する市民意識調査」によると、「自分を含めて身近に性的少数者がいる」と答えた市民の割合は6.6%となっています【図表13】。また、性的少数者の人権に関して問題だと思うことについては、「性的少数者に対する理解が不足しており、誤解や偏見があること」が48.2%で最も多くなっています【図表14】。

図表13 自身または家族や友人における性的少数者の有無 [相模原市]



●資料：相模原市「人権に関する市民意識調査(平成28年度)」

図表14 性的少数者の人権に関することで問題だと思うこと [相模原市]



●資料：相模原市「人権に関する市民意識調査(平成28年度)」

こうしたことから、性別をはじめ、年齢や障害の有無、国籍等にかかわらず、誰もが家庭や地域で安心して暮らせる環境を整備するためには、それぞれの人が置かれた状況により、課題やニーズが異なることに留意しながら、施策を進めていく必要があります。

1 計画策定に
当たって

2 計画の基本的な
考え方

3 計画の内容

4 計画の推進に
当たって

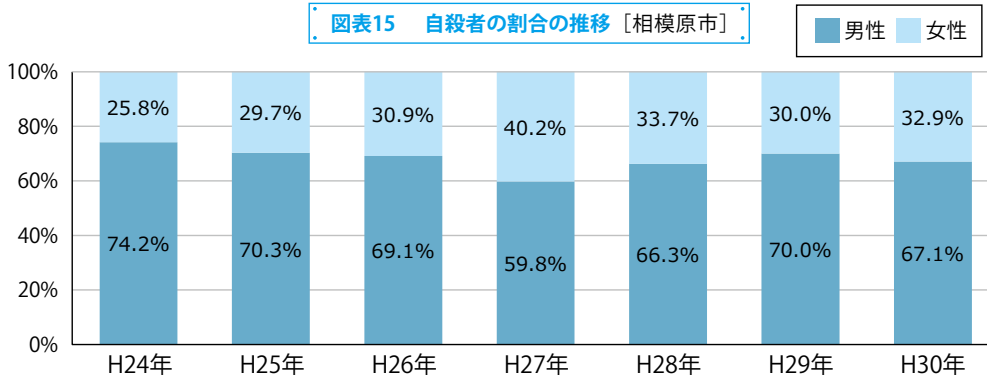
参考資料

5 男女の健康をめぐる状況

女性は、妊娠や出産といった特有の身体的な機能があること等から、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。

一方、男性については、女性に比べて肥満者や喫煙・飲酒をする者の割合が高くなっています。さらに、自殺者は、女性の約2倍となっており、その背景には、健康問題や家庭問題、経済・生活問題があるとされています【図表15】。

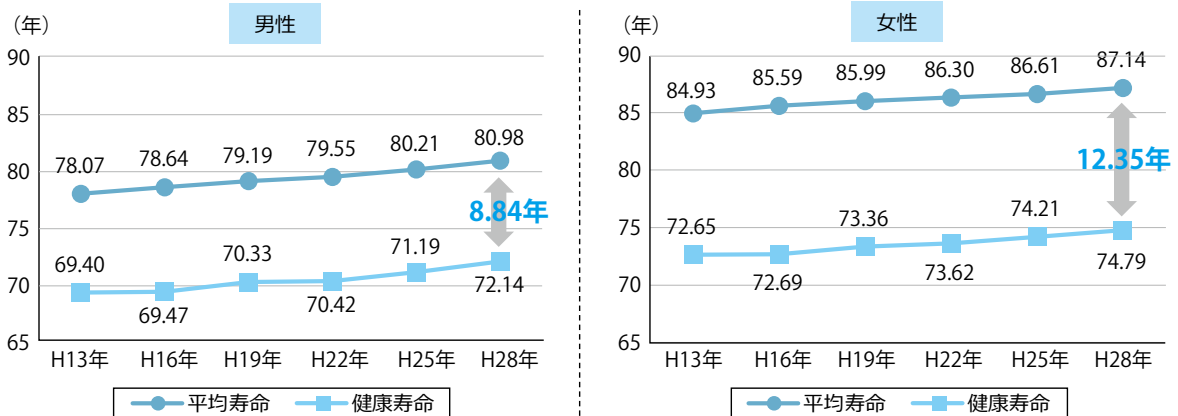
図表15 自殺者の割合の推移 [相模原市]



●資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

また、平均寿命と健康寿命（日常生活に制限のない期間）の差（健康上の問題から日常生活に制限のある期間）について、男性は8.84年、女性は12.35年となっていますが、男女ともに健康で自立した生活を営み、豊かな老後を実現するためには、平均寿命だけでなく、健康寿命も延ばすことが重要となります【図表16】。

図表16 平均寿命と健康寿命の推移 [全国]



●資料：内閣府「平成30年版男女共同参画白書」

※平均寿命は、厚生労働省「簡易生命表(各年)(平成22年のみ完全生命表)」、健康寿命は、平成13年～平成19年は、厚生労働科学研究班「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」(平成24年度)、平成22、25年は、厚生労働科学研究班「健康寿命の指標化に関する研究」(平成27年度)、平成28年は、厚生労働省公表値より作成

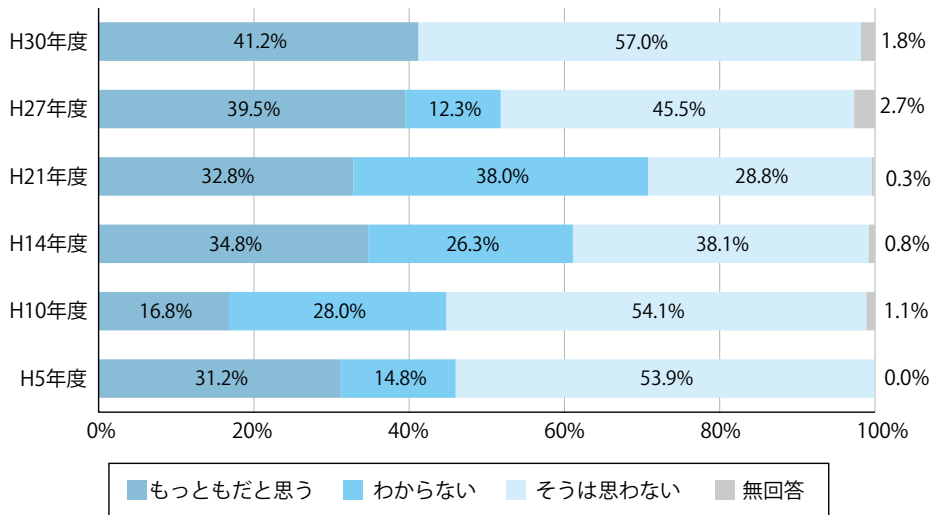
こうしたことから、男女の身体や生活習慣の違いに留意しつつ、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」の視点も踏まえながら、生涯を通じて、性差に応じた健康を支援する取組を推進する必要があります。

6 性別による固定的な役割分担意識

本市では、様々な機会を捉えて、男性や若年層を含むあらゆる層に対する啓発等を行ってきましたが、平成30年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査によると、“男は仕事”、“女は家庭”といった性別によって役割を固定化するような考え方に反対する市民の割合が増加傾向にある一方で、4割の市民が未だ賛成しているとともにその割合も増加傾向にあり【図表17】、特に男性の固定的性別役割分担意識が強くなっています【図表18】。また、性別によって役割を固定化するような考え方に賛成する理由については、「家事・育児・介護と両立しながら、妻が働き続けることは大変だと思うから」、「妻が家庭を守った方が、子どもの成長などにとって良いと思うから」が6割を超えています。これらの背景には、妻が家事や育児等を行った方がよいという価値観が引き続き存在しているとともに、仕事と家庭の両立が容易ではないという社会の問題が存在していることがうかがえます。

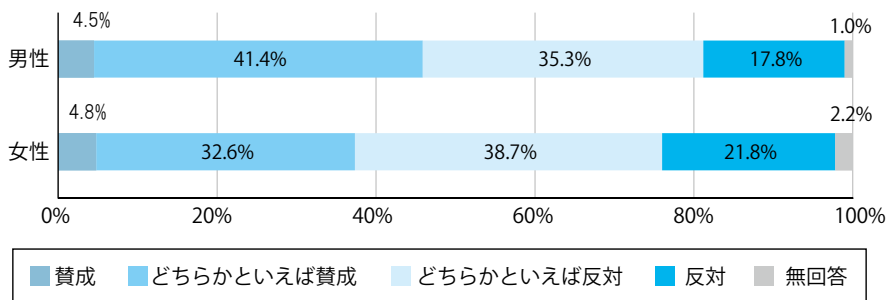
こうしたことから、長い時間をかけて形作られてきた性別による固定的な役割分担意識を解消し、男女共同参画への認識を深め、定着させるため、より一層、情報発信や啓発事業の内容を充実させることが必要です。

図表17 固定的性別役割分担意識の推移 [相模原市]



●資料：相模原市「男女共同参画に関する市民意識調査」
 ※『「男は仕事」、「女は家庭」という考え方についてどう思いますか。』に対する回答として、「賛成」及び「どちらかといえば賛成」を合算して「もっともだと思う」、「どちらかといえば反対」及び「反対」を合算して「そうは思わない」とした。
 ※平成27年度以前は「わからない」を追加していた。また、平成21年度以前は「わからない」を「どちらともいえない」としていた。

図表18 固定的性別役割分担意識(男女別) [相模原市]



●資料：相模原市「男女共同参画に関する市民意識調査(平成30年度)」



1 計画策定に当たって

2 計画の基本的な考え方

3 計画の内容

4 計画の推進に当たって

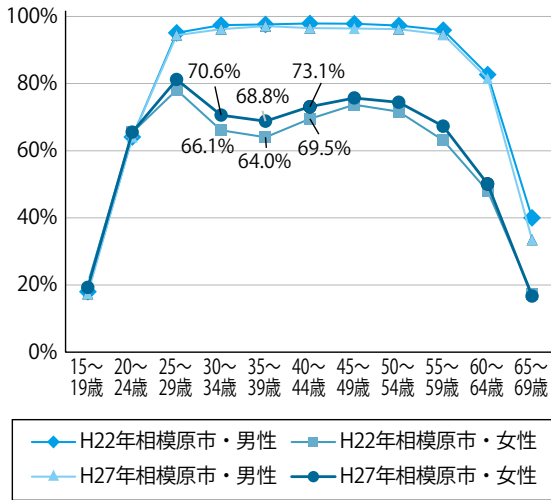
参考資料

7 男女の就業をめぐる状況

① 労働力率の状況

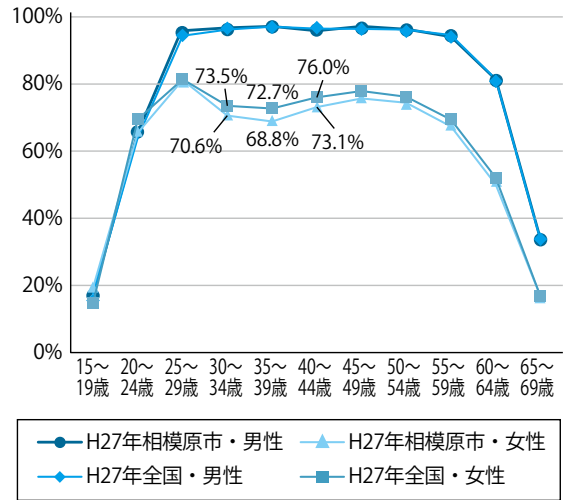
本市における女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）は、15歳～19歳及び65歳以上を除く全ての年齢階級において、平成22年と比較し、平成27年では上昇していますが、結婚・出産・育児期に当たる年代においては一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、いわゆる「M字カーブ」を描いています【図表19】。また、15歳～19歳及び65歳以上を除く全ての年齢階級において、全国よりも女性の労働力率が低い状況となっています【図表20】。

図表19 年齢階級別労働力率の推移 [相模原市]



●資料：総務省「国勢調査」

図表20 年齢階級別労働力率 [全国との比較]

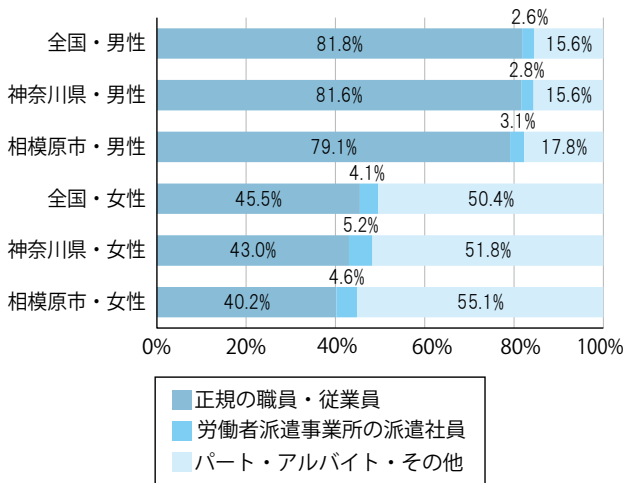


●資料：総務省「国勢調査」

② 就業の状況

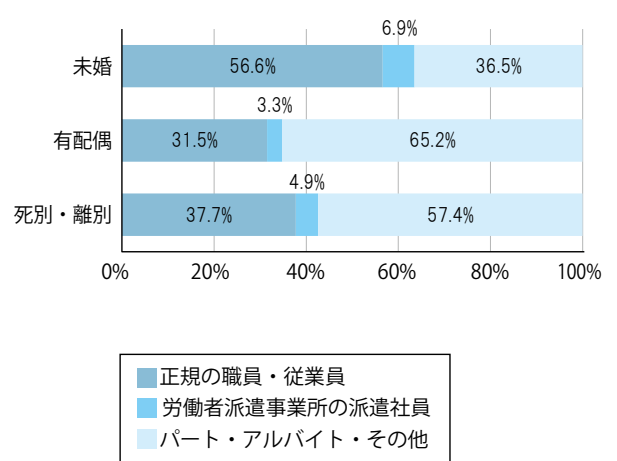
全国的に、男性に比べ、女性の方が非正規雇用の割合が高い状況にあるとともに、本市においては、全国及び神奈川県よりも、非正規雇用の女性の割合が高くなっています【図表21】。また、配偶関係別にみると、有配偶女性の非正規雇用の割合が高くなっています【図表22】。

図表21 正規・非正規雇用の割合 [全国・神奈川県との比較]



●資料：総務省「平成27年国勢調査」

図表22 正規・非正規雇用の割合 (女性・配偶関係別) [相模原市]

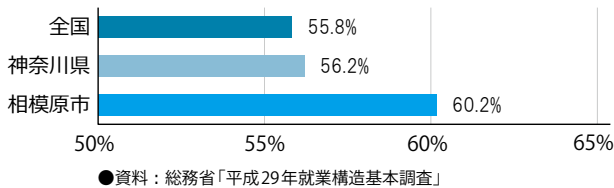


●資料：総務省「平成27年国勢調査」

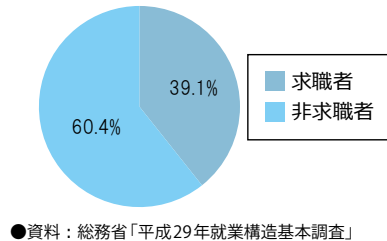
③ 就業希望者の状況

25歳～54歳の女性の無業者のうち、本市における就業希望者の割合は、全国及び神奈川県よりも高い60.2%となっていますが、そのうち、実際の求職者は39.1%に留まっており、非求職者の非求職理由をみると、「出産・育児のため」、「病気・けがのため」といった理由の割合が高くなっています【図表23～25】。また、育児や介護をしながら働いている女性の多くが、継続して就業することを希望しています【図表26・27】。

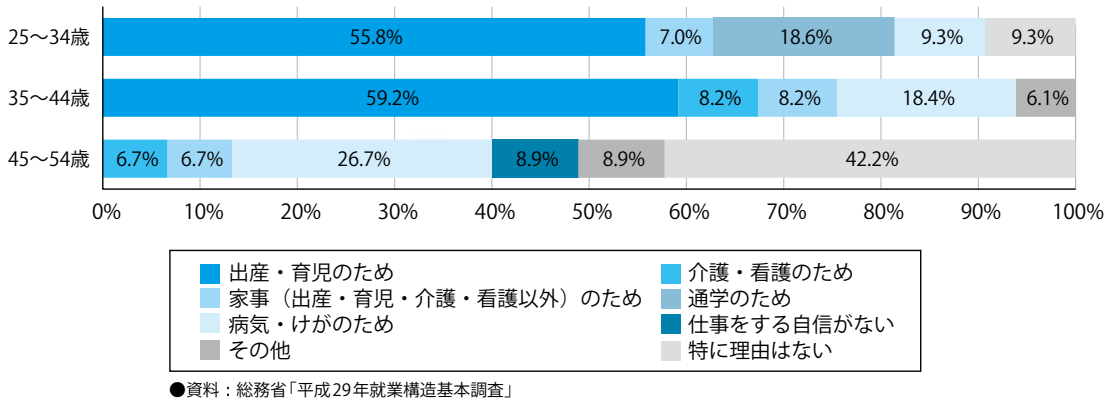
図表23 25歳～54歳女性無業者における就業希望者割合 [全国・神奈川県との比較]



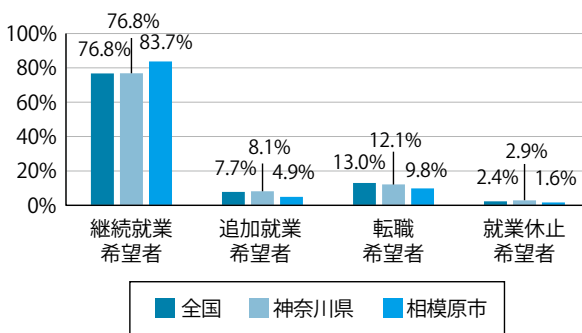
図表24 25歳～54歳女性無業者における就業希望者の求職・非求職割合 [相模原市]



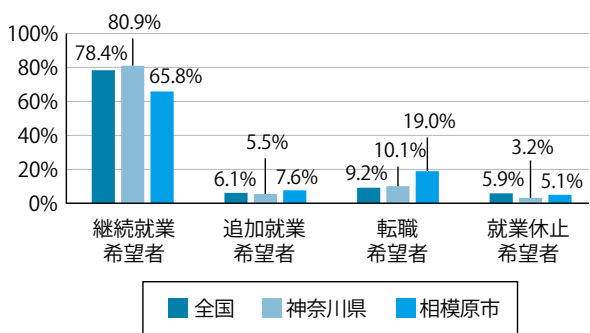
図表25 25歳～54歳女性無業者における非求職者の非求職理由 [相模原市]



図表26 育児をしている女性雇用者の就業希望意識 [全国・神奈川県との比較]



図表27 介護をしている女性雇用者の就業希望意識 [全国・神奈川県との比較]



※「追加就業希望者」とは、現在就いている仕事を続けながら、他の仕事もしたいと思っている者をいう。

※「追加就業希望者」とは、現在就いている仕事を続けながら、他の仕事もしたいと思っている者をいう。

このように、本市には、就業を希望しているにもかかわらず、出産・育児等を理由として求職活動をしていない女性が多いことや、育児や介護をしながら働いている女性の多くが、継続して就業することを希望していることから、より一層、男女がともに働きやすい環境づくりへの支援を推進していくとともに、子育て環境や介護を支える環境を整備し、女性の多様な働き方を支援していく必要があります。

1 計画策定に

2 計画の基本的な考え方を

3 計画の内容を

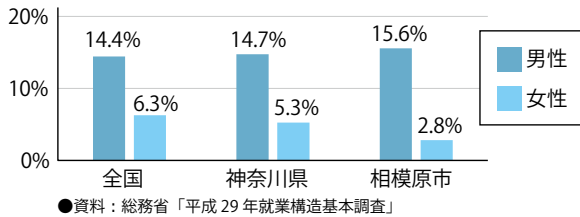
4 計画の推進に

参考資料

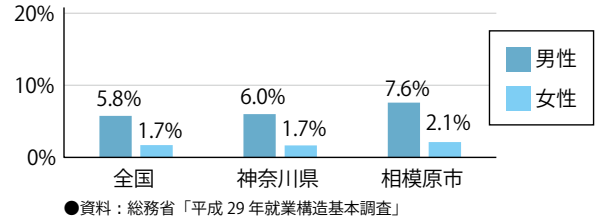
8 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）をめぐる状況

本市は、全国に比べて、長時間労働をしている男女の割合の差が大きくなっているとともに、長時間労働をしている男性の割合が高くなっています【図表28・29】。

図表28 年間就業日数が200日以上、週間就業時間60時間以上の雇業者の割合（正規の職員・従業員）[全国・神奈川県との比較]

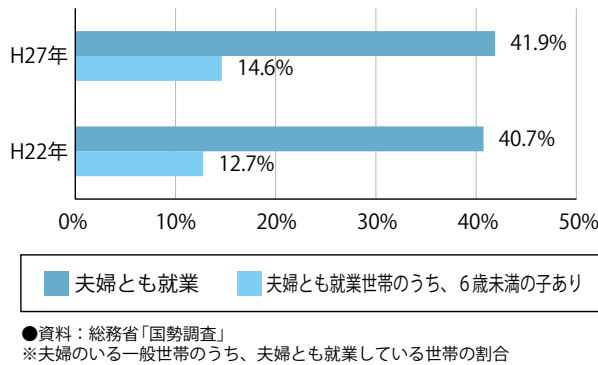


図表29 年間就業日数が200日以上、週間就業時間60時間以上の雇業者の割合（非正規の職員・従業員）[全国・神奈川県との比較]

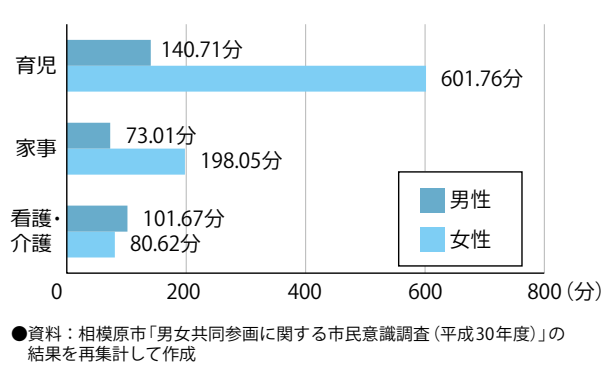


また、共働き世帯数が増加している中【図表30】、本市では、1日における育児の平均時間は女性が男性の約4.3倍、家事の平均時間は女性が男性の約2.7倍となっており、女性に負担が偏っている状況です【図表31】。共働き世帯の月末1週間の就業時間をみると、週40時間以上の労働をしている妻の割合が32.6%であることにに対し、夫は80.3%となっています【図表32】。

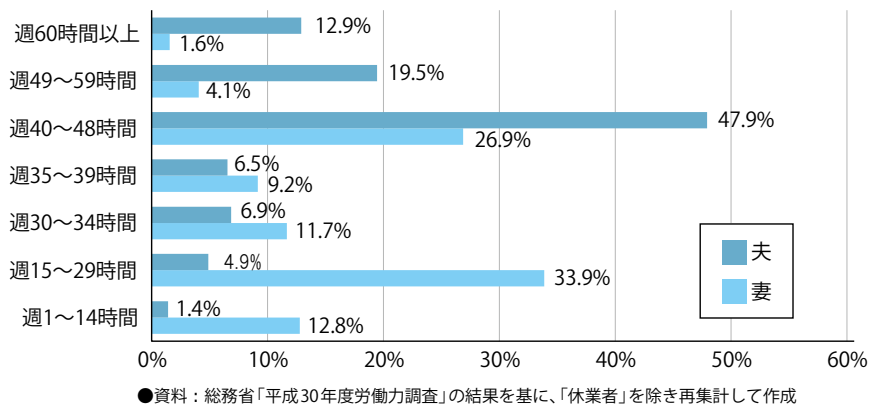
図表30 共働き世帯の割合の推移 [相模原市]



図表31 共働き世帯における家事等分担状況（1日に行っている平均時間） [相模原市]



図表32 夫妻ともに雇業者（非農林業）である夫婦の月末1週間の就業時間 [全国]



こうしたことから、本市は全国に比べ、特に男性が長時間労働となっている傾向があり、共働き世帯においては、妻と夫の労働時間の差が、家事等の分担の偏りにつながっていると考えられるため、男性

の働き方・暮らし方の見直しが重要となります。また、男女がともに仕事と生活を両立し、バランスのとれた生活を送ることができるよう、事業所等に対し、より一層の啓発を行っていく必要があります。

9 配偶者等からの暴力をめぐる状況

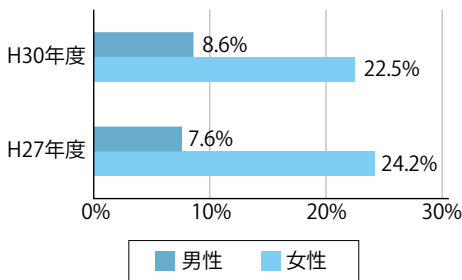
① DV被害者・加害者の状況

DVを受けた経験がある市民の割合は、平成27年度から平成30年度にかけておおむね横ばいで推移しており、平成30年度における女性の被害経験者の割合は、男性の約2.6倍となっています【図表33】。

また、DVを受けた経験がある市民のうち、男女ともに半数以上が相談しなかった(できなかった)状況にあり、性別で見ると、男性が相談しなかった(できなかった)割合が高くなっています【図表34】。DVを受けたとき相談しなかった(できなかった)理由として、男性は「相談してもむだだと思ったから」、「相談するほどのことではなかったから」が41.2%で最も高く、女性は「相談してもむだだと思ったから」が48.8%と最も高くなっています【図表35】。

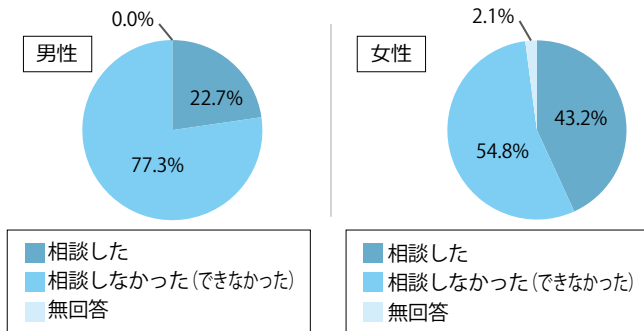
一方、配偶者やパートナー、交際相手に対してDVを行ったことのある市民の割合は、男性が女性の約2.5倍となっており、男性の方が加害経験のある者の割合が高い状況となっています【図表36】。

図表33 DVを受けた経験のある人の割合の推移 [相模原市]



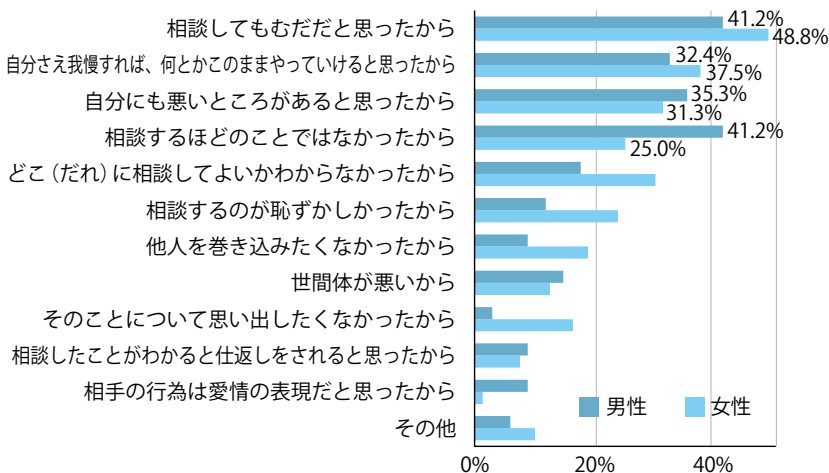
●資料：相模原市「男女共同参画に関する市民意識調査」

図表34 DVを受けたときの相談経験の有無 [相模原市]



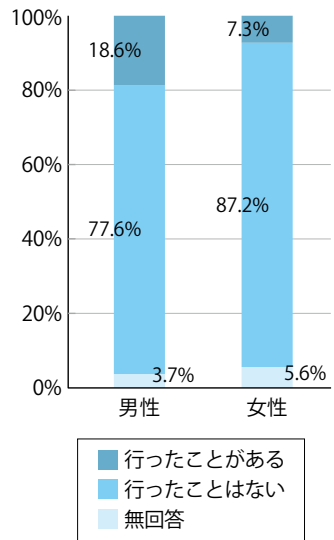
●資料：相模原市「男女共同参画に関する市民意識調査(平成30年度)」

図表35 DVを受けたとき相談しなかった(できなかった)理由 [相模原市]



●資料：相模原市「男女共同参画に関する市民意識調査(平成30年度)」

図表36 DVを行った経験 [相模原市]



●資料：相模原市「男女共同参画に関する市民意識調査(平成30年度)」

1 計画策定に当たって

2 計画の基本的な考え方

3 計画の内容

4 計画の推進に当たって

参考資料

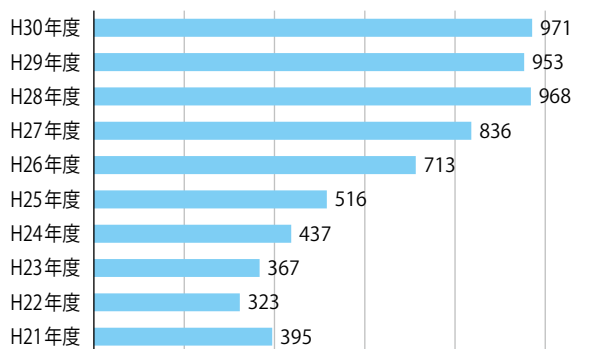
② DVの相談件数と相談場所の認知度

本市の配偶者暴力相談支援センターにおけるDVの相談件数は増加傾向にあり、平成24年度と比較すると、平成30年度においては約2倍となっています【図表37(図表38は参考)】。

また、平成30年4月から平成31年1月までに受けた相談のうち、42.8%のDV被害者に未成年の子どもがおり、このうち、子どもへの虐待(子どもの目の前で家族に対する暴力「面前DV」を含む。)があると疑われたケースは、73.7%となっています。

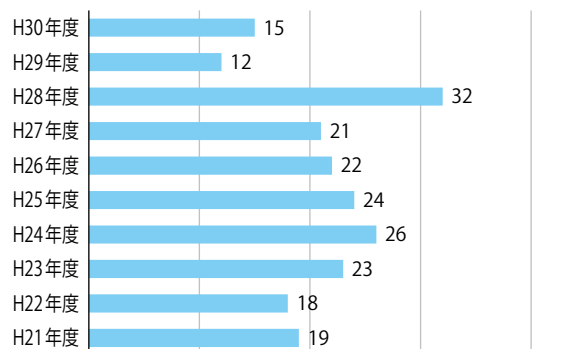
DVに関わる相談場所の認知度については、ほとんどの相談場所において上昇してきており、「どこも知らない」という市民の割合は減少しているものの、配偶者暴力相談支援センター等、市民にとって身近な相談窓口として機能すべき市の相談窓口の認知度は低い状況にあります【図表39】。

図表37 DV相談件数の推移 [相模原市]



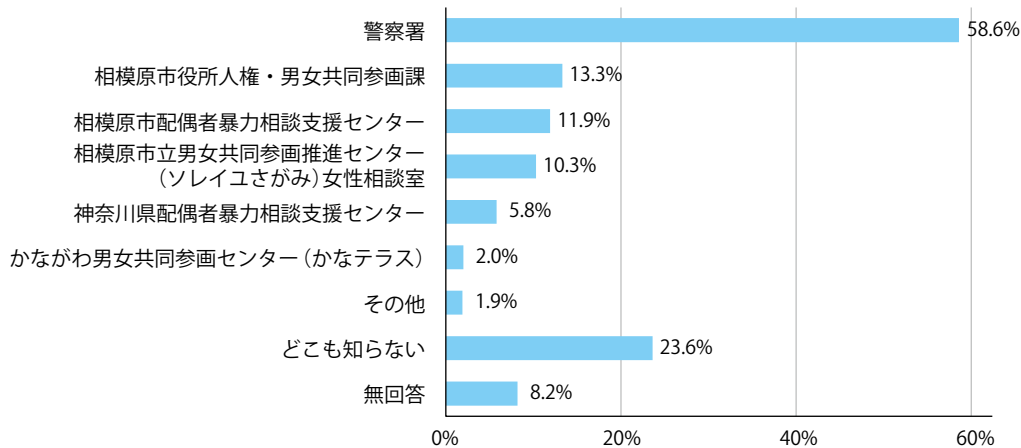
●資料：相模原市人権・男女共同参画課調べ

図表38 DVによる一時保護件数の推移 [相模原市]



●資料：相模原市人権・男女共同参画課調べ

図表39 DVに関わる相談場所の認知度 [相模原市]



●資料：相模原市「男女共同参画に関する市民意識調査(平成30年度)」

こうしたことから、男女を問わず、DV被害者が安心して身近な相談窓口にご相談できるよう、相談窓口をより一層周知していくとともに、相談支援の内容を充実させることが必要となります。

また、被害者の中には、外国人、高齢者、障害のある人等、様々な背景を有する者が含まれていることや、児童虐待や貧困等の問題を抱えている者もいることから、被害者の置かれている状況や希望する支援内容が多様化・複雑化してきていることにも留意しながら、関係機関や民間団体等との連携・協力を密にし、支援をしていく必要があります。

第2章

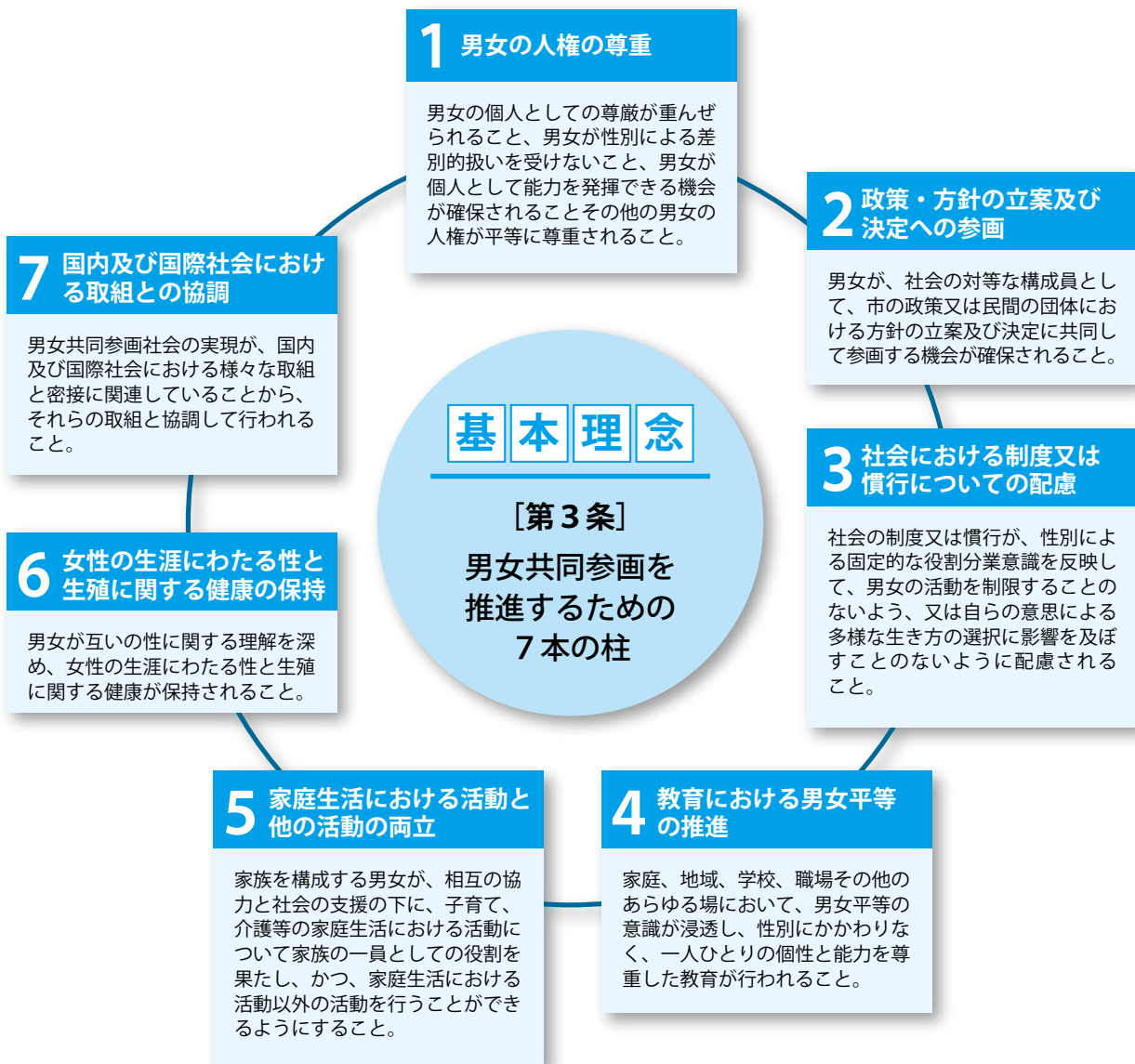
計画の基本的な考え方

01 目的

本計画は、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、条例第3条に定められた7つの基本理念に基づき、本市の男女共同参画の推進に関する施策の方向性と内容を明らかにし、本市が取り組む施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定します。

02 基本理念

本計画は、条例第3条に掲げる7つの理念を基本理念とします。



1 計画策定に
当たって

2 計画の基本的な
考え方

3 計画の内容

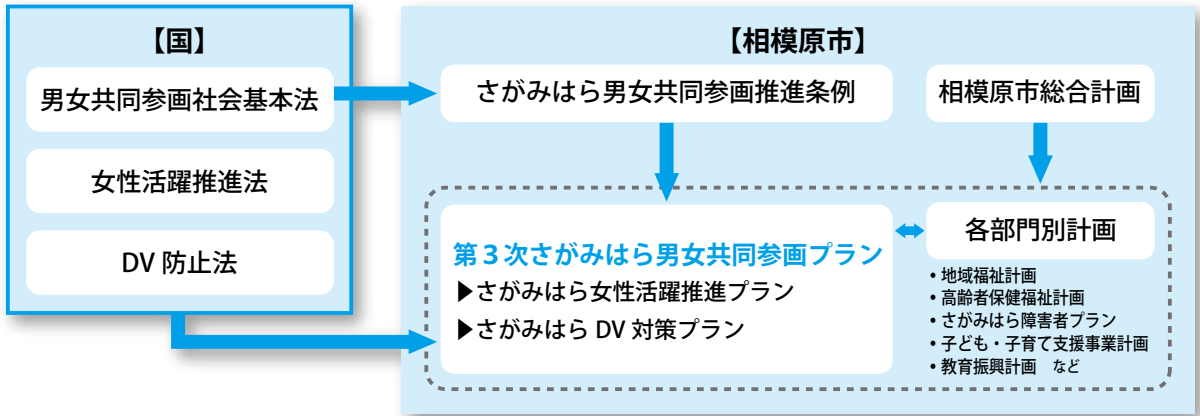
4 計画の推進に
当たって

参考資料

03 位置付け

本計画は、条例第10条に基づく基本計画であり、次の各法律に規定する計画を包含するものです。また、「相模原市総合計画」の部門別計画として策定します。

- (1) 男女共同参画社会基本法に規定する市町村男女共同参画計画
- (2) 女性活躍推進法に規定する市町村推進計画
- (3) DV防止法に規定する市町村基本計画



持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals) と本計画の関連について

持続可能な開発目標 (SDGs) は、平成27年 (2015年) 9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28年 (2016年) から令和12年 (2030年) までの国際目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴールから構成され、地球上の誰一人として取り残さない (leave no one behind) ことを誓っています。

本計画においては、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指すことで、SDGsに掲げられた17のゴールのうち、「5 ジェンダー平等を実現しよう」をはじめとした全てのゴールの達成に大きく寄与することが期待されます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう
6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	
10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	
12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に
16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリシップで目標を達成しよう			

資料：国際連合広報センター

1 計画策定に当たって

2 計画の基本的な考え

3 計画の内容

4 計画の推進に当たって

参考資料

04 計画期間

本計画の計画期間は、本市の上位計画である「相模原市総合計画」と合わせ、令和2年度から令和9年度までの8年間とします。

なお、計画期間中に実施する男女共同参画に関する市民意識・事業所調査の結果や、社会情勢等の変化により、必要に応じて見直しを行います。

05 基本方針

本計画では、条例第3条に掲げる基本理念に基づき、次の5つの基本方針を設定し、男女共同参画に関する施策を推進していきます。

- I あらゆる分野における男女共同参画の推進
- II 男女共同参画の視点に立った安心な暮らしの実現
- III 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革
- IV 働く場における女性の活躍推進【さがみはら女性活躍推進プラン】
- V 配偶者等に対する暴力の根絶と被害者への支援【さがみはらDV対策プラン】

06 重点項目

本計画では、男女共同参画を取りまく本市の現状と課題を踏まえ、特に重点的に取り組むべき内容を重点項目として設定します。

[1] 多様な価値観の反映による男女共同参画の推進……………【基本方針Ⅰ－施策の基本方向1】

政策・方針決定過程等への女性の参画を拡大することは、多様な価値観が反映された豊かで活力ある社会の実現につながるという観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保するという観点から重要であるため、積極的に取組を進めます。

背景 事業所の管理職や市職員の管理職（課長級以上。教職員にあっては校長・副校長）に占める女性の割合は上昇傾向にありますが、自治会や小中学校PTAにおける女性会長の割合はおおむね横ばいで推移しており、また、審議会等の委員に占める女性の割合については、平成28年度をピークに減少傾向にあるなど、多くの分野において、政策・方針決定過程等への女性の参画は十分であるとはいえない状況です。

[2] 誰もがいきいきと暮らせる環境づくり……………【基本方針Ⅱ－施策の基本方向2】

男女共同参画社会の実現に向けては、性別をはじめ、年齢、障害の有無、国籍等にかかわらず、誰もが自立して社会に参画し、家庭や地域で安心して生活できることが重要となるため、誰もがいきいきと暮らせる環境づくりに積極的に取り組みます。

背景 本市のひとり親世帯の9割を母子世帯が占めている中、母子世帯は父子世帯に比べて経済的に困難な世帯が多い傾向にあります。また、高齢化の進行、障害のある人や外国人市民の増加に加え、近年では、性的少数者への理解が十分に進んでいないこと等により、その多くが日常生活において困難を抱えている実態が明らかになってきているなど、個々の抱える問題は多様化しています。

1 計画決定に当たって

2 計画の基本的な考え方

3 計画の内容

4 計画の推進に当たって

参考資料

[3]

男女共同参画の視点に立った社会慣行の見直しと意識の改革

……………【基本方針Ⅲ－施策の基本方向4】

男女共同参画社会の実現に向けては、人々の意識の中に根付いた性別による固定的な役割分担意識や性差に関する偏見の解消が必要不可欠であるため、男女共同参画の視点に立った社会慣行の見直しと意識の改革に積極的に取り組みます。

背景

本市では、“男は仕事”、“女は家庭”といった性別によって役割を固定化するような考え方に反対する市民の割合は年々増加してきていますが、依然として4割の市民が現在もこの考え方に賛成しています。

[4]

男女がともに働きやすい環境づくり

……………【基本方針Ⅳ さがみはら女性活躍推進プラン－施策の基本方向2】

働きたい人が性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる環境づくりは、本市の経済の持続的な発展や、企業の活性化という観点から重要であるため、男女がともに働きやすい環境づくりに積極的に取り組みます。

背景

本市には、就業を希望しているにもかかわらず、出産・育児等を理由として求職活動をしていない女性が多くいます。また、育児や介護をしながら働いている女性の多くが、継続して就業することを希望しています。

[5]

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

……………【基本方針Ⅳ さがみはら女性活躍推進プラン－施策の基本方向3】

男女がともに仕事と生活を両立し、バランスのとれた生活を送ることは、個人の仕事と生活への充足感につながるとともに、企業においては、生産性の向上や人材の確保が期待されるなど経営戦略としても重要であるため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に積極的に取り組みます。

背景

本市は全国に比べ、特に男性が長時間労働をして傾向があります。また、共働き世帯においては、妻に家事等の分担が偏っている傾向があり、これは、妻と夫の労働時間の差が一因となっていると考えられます。

[6]

DVに関する相談及び保護体制の充実

……………【基本方針Ⅴ さがみはらDV対策プラン－施策の基本方向1】

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、命に関わる危険を伴う問題でもあるため、被害者の置かれた様々な状況に配慮し、性別や国籍等に関わりなく安心して相談できる体制を充実させるとともに、被害者の状況に応じた保護体制の充実に取り組みます。

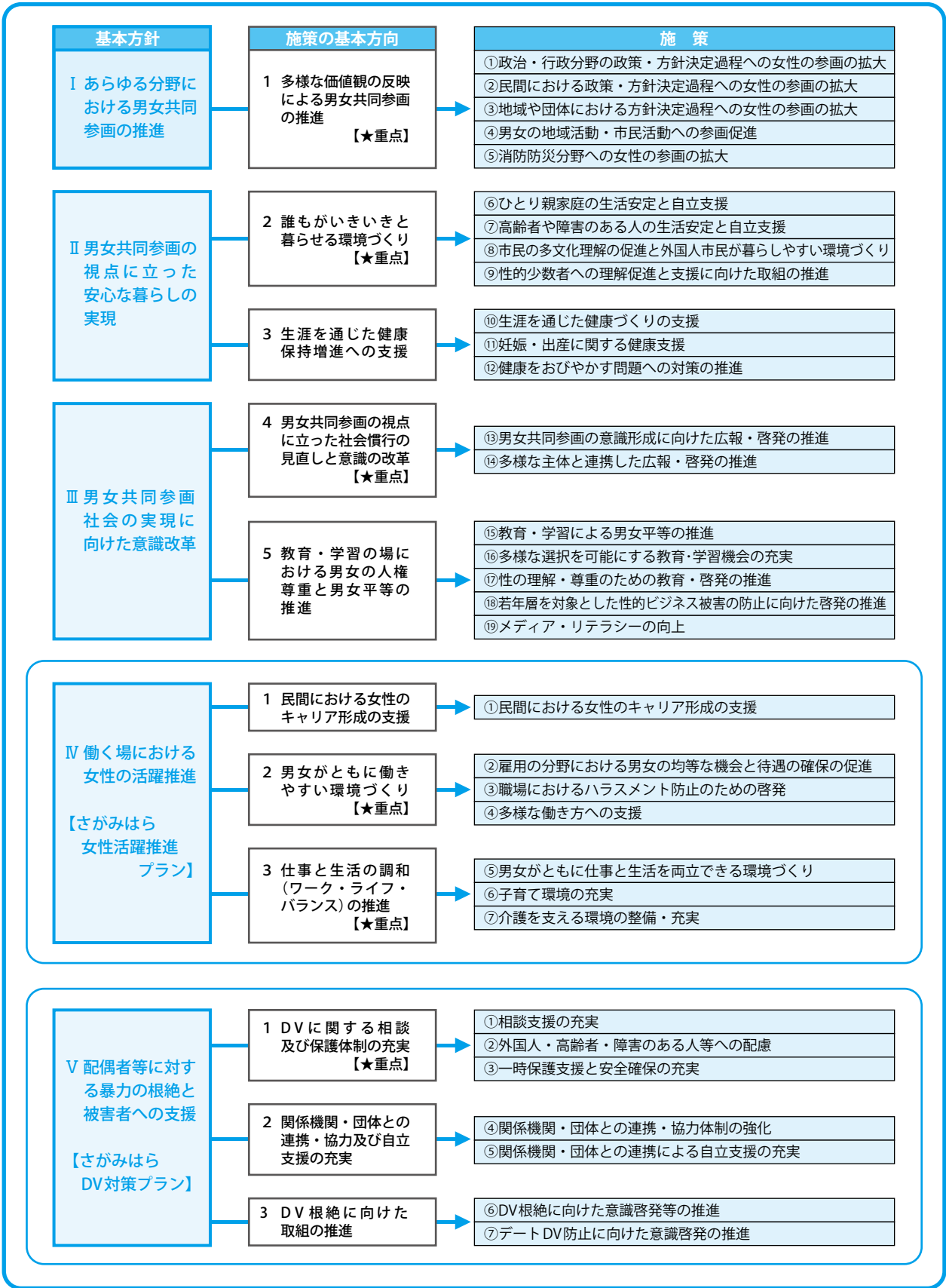
背景

本市の配偶者暴力相談支援センターにおけるDVの相談件数は増加傾向にありますが、依然として、DVを受けた経験がある市民のうち、男女ともに半数以上が相談しなかった（できなかった）状況にあります。また、被害者の中には、外国人、高齢者、障害のある人等、様々な背景を有する者が含まれていることや、児童虐待や貧困等の問題を抱えている者もあり、被害者の置かれている状況や希望する支援内容は多様化・複雑化しています。

1
計画策定に
当たって2
計画の基本的な
考え方を3
計画の内容4
計画の推進に
当たって

参考資料

07 計画の体系



1 計画策定に

2 計画の基本的な考え方

3 計画の内容

4 計画の推進に

参考資料

第3章

計画の内容

基本方針

I

あらゆる分野における男女共同参画の推進

《《 施策の基本方向 》》

1 多様な価値観の反映による男女共同参画の推進 【重点項目】

基本的な考え方

男女が社会の対等な構成員として、政治、行政、民間、地域、消防防災分野等、あらゆる分野に共同して参画することは、将来にわたり豊かで活力ある社会を実現していくために重要なことですが、多くの分野において、女性の参画が十分であるとはいえない状況です。

このため、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大し、多様な価値観をあらゆる分野に反映させていくことが必要となります。

地域社会においては、男女ともに多様な住民が様々な活動に参画し、協力して地域の課題等を解決していくことが、地域の活性化につながるものと期待されます。また、一人ひとりが安心して暮らすことのできる地域社会を実現するためには、災害による影響を様々な立場から考慮した消防・防災体制を確立することが重要となります。

成果指標

指標番号	指標項目	基準値 (年度)	目標値 (R9年度)
1	市の審議会等における女性の割合	33.9% (H30)	40.0%
2	市職員における管理職（課長級以上）に占める女性の割合 (教職員を除く。)	18.8% (R1)	30.0%
3	教職員の管理職（校長・副校長）に占める女性の割合	35.5% (R1)	40.0%
4	自治会長に占める女性の割合	7.3% (R1)	10.0%

施策の基本方向 1 多様な価値観の反映による男女共同参画の推進 【重点項目】

社会のあらゆる分野の指導的地位に占める女性の割合を増やすための取組を推進し、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を図ります。

また、男女ともに様々な地域活動・市民活動への参画を促進するとともに、災害時における男女のニーズの違い等に配慮するといった男女共同参画の視点に立った消防・防災体制の充実を図ります。

施策 1 政治・行政分野の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

多様な意思を政治・行政分野の政策・方針決定過程へ反映させることにより、市民ニーズのきめ細かな把握や、新しい発想による対応が可能となり、行政サービスのより一層の向上が期待できます。このため、市は積極的に、審議会等や管理職等への女性の登用を推進するとともに、政治分野における男女共同参画の推進に努めます。

No.	内 容	主な所管局
①	●市の審議会等への女性の積極的登用 審議会等の設置・委員の改選時における女性登用に係る協議や、開催時における保育や日時等への配慮などにより、女性の積極的な登用を推進します。	市民局
②	●女性職員の管理職等への登用推進 ワーク・ライフ・バランスの推進、相談体制の整備、研修の充実、幅広い職域への配置等により、本市女性職員のキャリア形成の支援や管理職等への登用を推進します。	総務局 教育局
③	●政治分野における男女共同参画の推進 政治分野への女性の参画に関する啓発等を行うとともに、市議会における仕事と生活の両立のための環境づくり等に努めます。	市民局

施策 2 民間における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

女性の活躍の重要性に関する理解促進や、女性のキャリア形成の支援を通じて、民間の事業所等における女性の管理職等への登用を促進します。

No.	内 容	主な所管局
④	●女性の活躍に対する事業所等の理解促進 経営者や管理職等を対象とするセミナーの開催などを通じて、事業所等における女性の活躍の重要性に関する理解を促進します。	市民局 環境経済局
⑤	●事業所等における女性のキャリア形成の支援 研修支援やセミナーの開催等を通じて、働く女性のキャリア形成を支援します。	市民局 環境経済局

1 計画策定に
当たって2 計画の基本的な
考え方

3 計画の内容

4 計画の推進に
当たって

参考資料

施策3 地域や団体における方針決定過程への女性の参画の拡大

自治会等の地域に根差した組織や団体の活動において、リーダーとしての女性の参画拡大を図ります。

No.	内容	主な所管局
6	●地域や団体における方針決定過程への女性の参画の拡大 様々な機会を捉えた働きかけを通じて、自治会をはじめとした地域活動団体における会長等の役職への女性の就任を促進します。	市民局 教育局 各区役所

施策4 男女の地域活動・市民活動への参画促進

性別や年齢等の偏りにより、地域における様々な活動の役割が固定化されることのないよう、男女ともに多様な年齢層の地域活動・市民活動への参画を促進します。

No.	内容	主な所管局
7	●男女の地域活動・市民活動への参画促進 自治会活動や、NPO活動、ボランティア活動等に関する啓発を行うとともに、学習機会や情報の提供、相談体制の充実を図ります。	市民局 健康福祉局

施策5 消防防災分野への女性の参画の拡大

災害による影響は、性別や年齢、障害の有無等、様々な社会的立場によって異なるため、様々な立場にある人の多様な視点を反映し、災害時における男女のニーズの違い等に配慮した消防・防災体制の充実を図ります。

No.	内容	主な所管局
8	●消防における女性の参画拡大 消防吏員について、意欲のある女性がその能力を発揮して役割を十分に果たすことができるよう、女性の採用に向けた積極的な情報発信を行うとともに、職場環境の整備に努めます。 また、地域に根差した消防・防災を担う消防団活動への理解を広め、男女を問わない多様な人材の消防団への参画を促進します。	消防局
9	●防災施策への男女共同参画の視点の反映 男女共同参画の視点を地域防災計画に反映するとともに、避難所や自主防災組織の運営への女性の積極的な参画を促進し、多様な視点を反映した防災施策の充実を図ります。	危機管理局

基本方針

Ⅱ

男女共同参画の視点に立った安心な暮らしの実現

《《 施策の基本方向 》》

2 誰もがいきいきと暮らせる環境づくり 【重点項目】

3 生涯を通じた健康保持増進への支援

基本的な考え方

男女共同参画社会の実現に向けては、性別をはじめ、年齢、障害の有無、国籍等にかかわらず、誰もが自立して社会に参画し、家庭や地域で安心して生活できることが重要となります。

このため、一人ひとりが置かれた状況により、課題やニーズが異なることに留意しながら、誰もがいきいきと暮らせる環境を充実させていくことが必要となります。

また、男女が互いの人権を尊重しつつ、性差に応じた健康について十分に理解し合い、相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の実現に当たっての前提となります。

このため、男女の身体や生活習慣の違いに留意し、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」の視点も踏まえながら、生涯を通じて男女の健康を支援する取組や、性差に応じた健康を支援する取組を推進する必要があります。

成果指標

指標番号	指標項目	基準値 (年度)	目標値 (R9年度)
5	児童扶養手当の受給開始後5年経過者の就労している割合	84.1% (H30)	86.0%
6	自分が健康であると感じている市民の割合	81.4% (R1)	84.3%

1
計画策定に
当たって2
計画の基本的な
考え方3
計画の内容4
計画の推進に
当たって

参考資料

施策の基本方向2 誰もがいきいきと暮らせる環境づくり 【重点項目】

それぞれの人が置かれた状況により、課題やニーズが異なることに留意しながら、ひとり親家庭や、高齢者、障害のある人、外国人市民、性的少数者に対する支援等を行い、誰もがいきいきと暮らせる環境の整備を図ります。

施策6 ひとり親家庭の生活安定と自立支援

男女による課題やニーズの違いに留意しながら、世帯や子どもの実情に応じた支援の充実を図ります。

No.	内容	主な所管局
10	●ひとり親家庭の親子が安心して暮らせる環境の整備 安心して子育てをしながら暮らすことができるよう、就業支援や生活支援、経済的支援、子どもへの学習支援を行うとともに、各種支援制度等の情報提供や、日常生活等に関する相談支援体制の充実を図ります。	こども・若者未来局 教育局

施策7 高齢者や障害のある人の生活安定と自立支援

高齢期に達するまでの働き方やライフスタイルにおける男女の置かれた状況の違いが、生涯所得や健康状況等に現れることに留意し、高齢者が安心して暮らせる環境の整備を図ります。

また、障害に加えて女性であることにより、さらに複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意して、障害のある人が安心して暮らせる環境の整備を図ります。

No.	内容	主な所管局
11	●高齢者や障害のある人が安心して暮らせる環境の整備 就業支援や生活支援を実施するとともに、保健や福祉等に関する相談支援体制の充実を図ります。	健康福祉局 環境経済局 都市建設局
12	●高齢者や障害のある人の社会参加の促進 ボランティアや地域活動等を通じて、高齢者の社会参加や生きがいづくりを促進するとともに、各種講座等の開催により、障害に対する理解促進を図り、障害のある人が社会参加しやすい環境の整備を図ります。	健康福祉局

施策8 市民の多文化理解の促進と外国人市民が暮らしやすい環境づくり

言語の違い、文化・価値観の違い、地域における孤立等の困難に加えて、女性であることによりさらに複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、多様な文化や価値観への理解の促進や、外国人市民が安心して暮らせる環境の整備を図ります。

No.	内容	主な所管局
13	●多文化理解・国際交流の促進 様々なイベントを通じた世界の国々の文化や伝統の紹介、学校、公民館等における異文化紹介の授業などにより、多文化理解・国際交流を促進します。	市民局 教育局
14	●外国人市民が安心して暮らせる環境の整備 多言語での情報提供や相談支援体制の充実、外国人市民が市役所や医療機関を訪問する際のボランティア通訳の派遣、日本の文化、制度等について学ぶ機会や情報の提供などにより、外国人市民も暮らしやすい環境づくりを推進します。	市民局 こども・若者未来局
15	●外国につながる子どもへの学習支援 日本語を母語としない児童・生徒への学習支援の充実を図ります。	教育局

施策9 性的少数者への理解促進と支援に向けた取組の推進

多様な性のあり方を理解し、個性を尊重する教育や啓発の推進を図ります。

また、性的少数者の人たちが自分らしく生活できるよう、生きづらさを解消するための支援体制の充実を図ります。

No.	内容	主な所管局
16	●性自認や性的指向に関する理解の促進 性自認や性的指向に関する理解を促進するため、正しい認識が深まるよう啓発を行うとともに、性に関する理解を深め、多様な価値観を認め合う教育を推進します。	市民局 教育局
17	●性的少数者への支援体制の充実 性自認や性的指向に関する相談体制を充実させるとともに、当事者の視点に立った支援を行います。	市民局

1 計画策定に
当たって2 計画の基本的な
考え方

3 計画の内容

4 計画の推進に
当たって

参考資料

施策の基本方向3 生涯を通じた健康保持増進への支援

男女がともに、自分の健康状態に応じた自己管理やライフステージに応じた適切な健康の保持増進ができるよう、総合的な対策を推進し、健康のための情報提供を行うとともに、相談支援体制の充実を図ります。

特に女性については、妊娠・出産期における健康支援の充実を図ります。

施策10 生涯を通じた健康づくりの支援

身体的性差等により、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することに留意し、ライフステージに応じた健康の保持増進への支援を行うとともに、生涯を通じた健康づくりのための身体活動を促進します。

No.	内容	主な所管局
18	●ライフステージに応じた保健事業の充実 健康増進に対する意識の向上の促進と、自発的な健康づくりの活動の支援を行うなど、保健事業の充実により、生涯を通じて心とからだの健康づくりを促進します。	市民局 健康福祉局
19	●スポーツ活動等の支援と充実 健康増進のため、スポーツ活動やレクリエーション活動の支援を行うとともに、その機会の充実を図ります。	教育局

施策11 妊娠・出産に関する健康支援

妊娠・出産期は、女性の健康にとっての大きな節目であるため、地域において安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠・出産・子育てにわたり切れ目のない支援体制の充実を図ります。

No.	内容	主な所管局
20	●妊娠・出産・子育てにおける支援の充実 妊娠・出産期における健康診査等の支援、相談体制の充実を図るとともに、出産後の育児に関する情報の提供や相談体制の充実を図ります。	こども・若者未来局
21	●不妊・不育に関する支援 不妊治療に関する経済的支援を行うとともに、不妊・不育に関する相談体制の充実を図ります。	市民局 こども・若者未来局

施策12 健康をおびやかす問題への対策の推進

男女ともに、心身の健康に影響を及ぼすHIV(エイズ)や性感染症、薬物の使用等を防止するための教育や啓発等を推進するとともに、それらの健康をおびやかす問題に対する相談体制の充実を図ります。

No.	内 容	主な所管局
22	<p>●HIV(エイズ)及び性感染症予防対策の推進</p> <p>HIV(エイズ)及び性感染症予防対策のための体制の充実や、正しい知識の普及を図ります。</p>	健康福祉局 教育局
23	<p>●健康をおびやかす問題に関する教育・啓発の充実</p> <p>喫煙や飲酒、薬物乱用に関する正しい知識の普及を図ります。</p>	健康福祉局 教育局

1
計画策定に
当たって

2
計画の基本的な
考え方

3
計画の内容

4
計画の推進に
当たって

参考資料

《 施策の基本方向 》

4 男女共同参画の視点に立った社会慣行の見直しと意識の改革 【重点項目】

5 教育・学習の場における男女の人権尊重と男女平等の推進

基本的な考え方

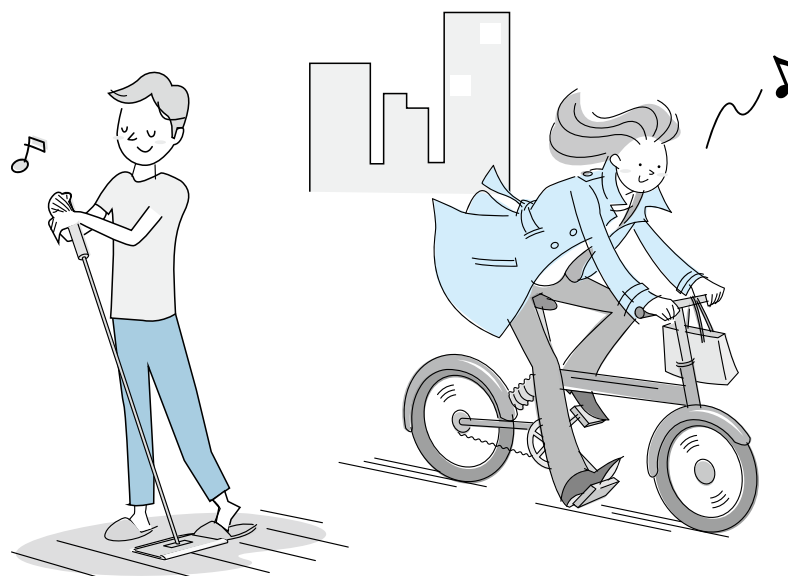
男女共同参画社会の実現に向けては、人々の意識の中に根付いた性別による固定的な役割分担意識や性差に関する偏見を解消し、人権尊重を基盤とする男女平等意識の醸成を図るとともに、男女共同参画に関する理解を促進していくことが必要不可欠です。

本市では、様々な機会を捉えた啓発を行ってきましたが、長い時間をかけて形成された性別による固定的な役割分担意識は引き続き存在しており、その解消は容易ではありません。

このため、男女間での意識の差も踏まえ、男性を対象とした啓発事業を重点的に実施するなど、これまで以上に情報発信や啓発事業の内容を充実させる必要があります。また、家庭、学校、地域等あらゆる場において、男女共同参画に対する意識の醸成を図っていくことも必要となります。

成果指標

指標番号	指標項目	基準値 (年度)	目標値 (R9年度)
7	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった考え方に反対する市民の割合	57.0% (H30)	80.0%



施策の基本方向4 男女共同参画の視点に立った社会慣行の見直しと意識の改革 【重点項目】

男性や若年層を含むあらゆる層に対する情報発信や意識啓発活動を通じて、男女共同参画に関する意識を醸成し、性別によって役割を分担するなどといった社会慣行の見直しや意識の改革を図ります。

施策13 男女共同参画の意識形成に向けた広報・啓発の推進

性別による固定的な役割分担意識を解消し、男女共同参画に関する理解を促進するための広報・啓発活動の推進を図ります。

No.	内容	主な所管局
24	<p>●男女共同参画意識の醸成</p> <p>市民等を対象に、研修、講座等を実施するとともに、啓発誌やリーフレット、市ホームページ等の各種広報手段を活用して、男女共同参画に関する意識啓発を図ります。</p>	市民局
25	<p>●市職員の意識向上の促進</p> <p>市職員を対象に研修等を実施し、男女共同参画に対する意識の向上を図ります。</p>	市民局

施策14 多様な主体と連携した広報・啓発の推進

あらゆる人が男女共同参画の意義を理解し、その必要性について共感できるよう、多様な主体と連携した様々な広報・啓発活動の推進を図ります。

No.	内容	主な所管局
26	<p>●多様な主体と連携した広報・啓発の推進</p> <p>市民や地域団体等と連携した広報・啓発活動を推進します。</p>	市民局

1
計画策定に
当たって2
計画の基本的な
考え方3
計画の内容4
計画の推進に
当たって

参考資料

施策の基本方向5 教育・学習の場における男女の人権尊重と男女平等の推進

男女が互いの性を理解し、尊重し合うことができるよう、また、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、主体的に自分自身の生き方を選択できるよう、学校教育や生涯学習の場等において、人権尊重とジェンダーの視点からの男女平等に関する教育の推進や学習機会の提供を図ります。

施策15 教育・学習による男女平等の推進

学校教育において、男女平等の理念を推進する教育の充実を図ります。

No.	内容	主な所管局
27	●学校教育における男女平等教育の充実 男女平等の視点に基づく教育・指導の充実や、性差によらない教育環境の充実を図ります。	市民局 教育局
28	●教育関係者への研修・啓発の充実 男女平等の理念を推進する教育環境の充実に向けて、教職員等を対象とした研修や啓発活動を推進します。	教育局

施策16 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、主体的に自分自身の生き方を選択することができるよう、男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育の充実や学習機会の提供を図ります。

No.	内容	主な所管局
29	●キャリア教育の充実 子どもの頃から男女共同参画の視点に立ち、社会の基本的な仕組みやワーク・ライフ・バランス等の理解を含めた自らの生き方を考え、自立に必要な力を育むキャリア教育の充実を図ります。	教育局
30	●多様な学習機会の提供 生涯学習の場において、男女共同参画に関する講座等の学習機会を提供するとともに、市民の自主的な学習や調査・研究活動の支援を行います。	市民局 教育局

施策17 性の理解・尊重のための教育・啓発の推進

次世代を担う子どもたちが、男女ともに互いの性を理解し、尊重し合い、相手を思いやることができるように、発達段階に応じた適切な性教育の推進を図ります。

No.	内 容	主な所管局
31	<p>●学校、家庭等における性教育の充実 教育読本の発行や教育活動への指導・助言等を通じて、学校、家庭等における性教育の充実を図ります。</p>	教育局
32	<p>●思春期における性教育及び相談体制の充実 性に関わる態度や行動について自ら考えることのできる学習機会や、心身が著しく成長する思春期の悩み、不安に関する相談を気軽にできる体制等の充実を図ります。</p>	こども・若者未来局 教育局

施策18 若年層を対象とした性的ビジネス被害の防止に向けた啓発の推進

若年層を対象とした性的ビジネスは、被害者の心身に深い傷を残しかねない人権侵害となることから、様々な機会や媒体を通じて、防止に向けた啓発を推進します。

No.	内 容	主な所管局
33	<p>●性的ビジネス被害の防止に向けた啓発の推進 出会い系サイトやSNS等に起因する売買春や、若年女性の性を売り物とするアダルトビデオ出演強要問題、JKビジネス問題などによる被害を防止するため、様々な機会や媒体を通じた啓発を推進します。</p>	市民局 教育局

施策19 メディア・リテラシーの向上

インターネット等のメディアによる性差別情報が、男女平等を妨げる要因となり得ることを踏まえ、メディア・リテラシーの向上を促進します。

No.	内 容	主な所管局
34	<p>●メディア・リテラシーの向上 情報モラル教育等を通じて、メディアからの様々な情報を主体的に収集し、判断する能力や、適切に発信する能力の向上を促進します。</p>	市民局 教育局

1
計画策定に
当たって2
計画の基本的な
考え方3
計画の内容4
計画の推進に
当たって

参考資料

働く場における女性の活躍推進

【さがみはら女性活躍推進プラン】

《《 施策の基本方向 》》

1 民間における女性のキャリア形成の支援

2 男女がともに働きやすい環境づくり 【重点項目】

3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 【重点項目】

本市が持続的に発展し、活力を維持していくためには、性別等にかかわらず、一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、職場や家庭等あらゆる場面において活躍することのできる社会の構築が必要となります。

また、就業を希望する女性が、その希望に応じた働き方を実現できるよう、社会全体として取り組んでいくことが重要となります。

しかし、本市では、就業を希望しているにもかかわらず、出産、育児等を理由として求職活動をしていない女性が多くいます。また、育児や介護をしながら働いている女性の多くが、継続して就業することを希望しています。

こうしたことから、より一層、男女がともに働きやすい環境づくりへの支援や、子育て環境や介護を支える環境の整備、女性の多様な働き方の支援を推進していく必要があります。

また、男女がともに仕事と生活を両立し、バランスのとれた生活を送ることができるよう、事業所等に対し、さらなる意識啓発を図っていく必要があります。

成果指標

指標番号	指標項目	基準値 (年度)	目標値 (R9年度)
8	事業所における女性管理職の割合	15.0% (H28)	22.0%
9	職場環境における男女の地位が平等になっていると感じている市民の割合	18.8% (H30)	30.0%
10	男性の育児・介護休業の取得について、取得した方がよいと考える市民の割合	90.2% (H30)	基準値を上回る

施策の基本方向 1

民間における女性のキャリア形成の支援

働く場における女性の活躍を推進するため、事業所等における女性の働き方に関する意識改革や女性のキャリア形成の支援を図ります。

施策 1 民間における女性のキャリア形成の支援

事業所等における女性の活躍が推進されるよう、女性の活躍の重要性に関する理解促進や、キャリア形成に関わる支援を図ります。

No.	内 容	主な所管局
35	●女性の活躍に対する事業所等の理解促進【再掲】 経営者や管理職等を対象とするセミナーの開催などを通じて、事業所等における女性の活躍の重要性に関する理解を促進します。	市民局 環境経済局
36	●事業所等における女性のキャリア形成の支援【再掲】 研修支援やセミナーの開催等を通じて、働く女性のキャリア形成の支援を行います。	市民局 環境経済局

1
計画策定に
当たって2
計画の基本的な
考え方を3
計画の内容4
計画の推進に
当たって

参考資料

施策の基本方向2 男女がともに働きやすい環境づくり 【重点項目】

働きたい人が性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮することができるよう、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保の促進や、ハラスメント防止のための啓発、多様な働き方への支援を図ります。

施策2 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保の促進

労働関係法令についての周知や、女性の活躍推進に取り組む事業所への支援等により、男女ともに働きやすい環境づくりを促進するとともに、雇用の分野における問題解決のための相談体制の充実を図ります。

No.	内容	主な所管局
37	●働く場における男女共同参画への理解促進 労働者や雇用主に対し、労働関係法令の周知とその利用を促すとともに、研修支援、情報提供、セミナーの開催等を通じて、働く場における男女共同参画及び女性の活躍推進を図ります。	市民局 環境経済局
38	●労働実態調査の実施 労働環境の改善に向けた支援策を検討するため、働く場における男女の実態調査を行います。	市民局 環境経済局
39	●事業所の女性の活躍推進等に関する取組の促進 女性の活躍推進等に取り組む事業所に対する支援を行うとともに、公共調達における受注機会の増大を図り、事業所の自主的な取組を促進します。	財政局 環境経済局
40	●関係団体等との連携による女性の活躍推進 事業所を含む関係団体等との積極的な連携により、女性の活躍推進に関する協議の実施や、情報、課題等の共有を図ります。	市民局 環境経済局
41	●相談支援体制の充実 関係機関と連携し、労働問題の解決のための援助や相談支援体制の充実を図ります。	市民局 環境経済局

施策3 職場におけるハラスメント防止のための啓発

男女ともに個人の尊厳が守られ、対等に働き続けられる職場づくりを推進するため、各種ハラスメントの防止に向けた啓発等を推進します。

No.	内容	主な所管局
42	●職場におけるハラスメント防止のための啓発の推進 セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の各種ハラスメントを防止するための啓発活動を推進するとともに、事業所等における研修への支援を行います。	市民局

施策4 多様な働き方への支援

女性がその個性と能力を十分に発揮できるよう、就業や再就職、起業といった多様な就業ニーズに応じた支援を図ります。

No.	内容	主な所管局
43	●就業・再就職支援のための講座等の開催 講座等の開催により、就業や再就職、キャリアアップを希望する女性の知識や技能の向上を支援します。	市民局 環境経済局
44	●就業・再就職を希望する女性への情報提供・相談体制の充実 関係機関と連携し、就業・再就職に関する情報提供を行うとともに、求職に関わる相談や職業紹介等による支援の充実を図ります。	市民局 環境経済局
45	●女性の起業に向けた支援 起業に関する情報や学習機会を提供するなど、事業の立上げに必要な支援を行います。	市民局 環境経済局

1
計画策定に
当たって

2
計画の基本的な
考え方

3
計画の内容

4
計画の推進に
当たって

参考資料

施策の基本方向3

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進【重点項目】

事業所等に対する啓発や情報提供、特に男性に対する働きかけや、子育て環境や介護を支える環境の整備・充実により、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進を図ります。

施策5 男女がともに仕事と生活を両立できる環境づくり

男女がともに仕事と生活を両立できる環境づくりを促進するため、事業所等への働きかけを行うとともに、男性の積極的な家事・育児・介護への参画を促進します。

No.	内容	主な所管局
46	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の促進 仕事と生活の両立に積極的に取り組んでいる企業の表彰や、セミナーの開催等による意識啓発や情報提供を行うとともに、事業所等における研修の支援などを通じて、事業所等のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を促進します。	市民局 環境経済局
47	男性の積極的な家事・育児・介護への参画の促進 男性が参加しやすい家事・育児・介護に関する学習機会や情報の提供により、男性の積極的な家事・育児・介護への参画を促進します。	市民局

施策6 子育て環境の充実

安心して子育てができ、男女がともに仕事や家庭に関する責任を担えるよう、多様な保育サービスの提供などを図ります。

No.	内容	主な所管局
48	多様なニーズに応じた保育サービスの提供 保育を必要とする児童の受入枠の拡大等により、待機児童の解消を図るとともに、利用者のニーズに応じた延長保育や夜間保育、病児・病後児保育等の多様な保育サービスの提供を図ります。	こども・若者未来局
49	子育て支援策の充実 多様化するニーズに応じた子育て支援サービスや、子育てに関する様々な悩みを相談できる体制の充実を図ります。	市民局 健康福祉局 こども・若者未来局 教育局
50	子育て情報の提供と学習機会の充実 情報誌の発行等による子育て情報の提供を行うとともに、講座や研修会の開催を通じた学習機会の充実を図ります。	市民局 こども・若者未来局 教育局

施策7 介護を支える環境の整備・充実

介護による負担を軽減し、男女がともに仕事や家庭に関する責任を担えるよう、介護に関する相談体制や介護サービス等の充実を図ります。

No.	内 容	主な所管局
51	<p>●介護に関する相談と情報提供の充実</p> <p>介護に対する負担感や不安の軽減・解消を図るため、介護に関する相談や情報提供、学習機会の充実を図ります。</p>	<p>市民局 健康福祉局</p>
52	<p>●介護サービスの充実</p> <p>介護サービス基盤の適切な整備や、介護サービスの質の向上を促進するとともに、仕事と生活を両立できる環境づくりへの支援を行います。</p>	<p>健康福祉局</p>

1
計画策定に
当たって

2
計画の基本的な
考え方

3
計画の内容

4
計画の推進に
当たって

参考資料

《 施策の基本方向 》

1 DVに関する相談及び保護体制の充実 【重点項目】

2 関係機関・団体との連携・協力及び自立支援の充実

3 DV根絶に向けた取組の推進

基本的な考え方

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女が社会の対等なパートナーとして、様々な分野で活躍することを目指す男女共同参画社会の実現を大きく妨げるものです。このため、DV根絶に向け、あらゆる世代への意識啓発を図るなど、暴力を容認しない社会を目指す必要があります。

また、男女を問わず、被害者が安心して身近な相談窓口で相談できるよう、DV相談窓口をより一層周知するとともに、相談支援の内容を充実させることが必要となります。

さらに、被害者の中には、外国人、高齢者、障害のある人等、様々な背景を有する者が含まれていることや、児童虐待、貧困等の問題を抱えている者もいることから、被害者の置かれている状況や希望する支援内容が多様化・複雑化してきていることにも留意しながら、関係機関や団体等との連携・協力を密にし、支援を行う必要があります。

成果指標

指標番号	指標項目	基準値 (年度)	目標値 (R9年度)
11	夫婦(パートナー)間・交際相手間における次のような行為を暴力と認識する人の割合		
	【身体的暴力】①平手で打つ	①74.2%	①90.0%
	【精神的暴力】②何を言っても長時間無視し続ける	②48.9%	②65.0%
	【社会的暴力】③交友関係や電話・メールなどを細かく監視する	③55.7%	③70.0%
	【経済的暴力】④家計に必要な生活費を渡さない	④70.6%	④85.0%
	【性的暴力】⑤見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる	⑤70.7%	⑤85.0%
	⑥いやがっているのに性的な行為を強要する	⑥84.7% (H30)	⑥95.0%
12	DVに関わる相談場所を知っている市民の割合	68.2% (H30)	76.0%
13	DV被害にあった際、相談した市民の割合	37.6% (H30)	50.0%

施策の基本方向 1 DVに関する相談及び保護体制の充実 【重点項目】

被害者の置かれた様々な状況に配慮し、性別や国籍等にかかわらず安心して相談できる体制や、被害者の状況に応じた一時保護支援と安全確保の充実を図ります。

施策 1 相談支援の充実

関係機関との緊密な連携や、相談員への研修実施による質の高い相談支援の充実のほか、暴力の被害が個人的な問題として潜在化しないよう、相談窓口のより一層の周知を図ります。

No.	内容	主な所管局
53	●相談支援の充実 相模原市配偶者暴力相談支援センターにおいて、被害者支援のための相談のほか、加害者からの相談を実施するとともに、関係機関が緊密に連携し、相談者に対する適切な助言や情報提供等の支援を行います。	市民局
54	●相談窓口の周知 市のホームページ、リーフレット等様々な媒体を活用し、被害者に配慮した相談窓口のより一層の周知を図ります。	市民局
55	●職員のスキルアップ 相談窓口において、被害者、加害者等を問わず、相談内容に応じた適切な対応ができるよう、関係機関が実施する研修への参加等により、相談員のスキルアップを図ります。 また、被害者に対する適切な対応により、二次的被害を防止するため、被害者の支援に携わる関係部局の職員への研修の充実を図ります。	市民局

施策 2 外国人・高齢者・障害のある人等への配慮

外国人、高齢者、障害のある人等、様々な被害者へ配慮した支援を図ります。

No.	内容	主な所管局
56	●外国人被害者への配慮 市民相談等を行う窓口において、多言語に対応した相談支援を行います。	市民局
57	●高齢者や障害のある人への配慮 高齢者や障害のある人が適切な支援を受けられるよう、関係機関が連携し、迅速な対応を行います。	健康福祉局
58	●男性被害者等への配慮 相模原市配偶者暴力相談支援センターにおいて、性別を限定せず相談支援を行います。	市民局
59	●性的少数者への配慮 相模原市配偶者暴力相談支援センターにおいて、同性同士を含むパートナー間におけるDV被害への相談支援を行います。	市民局

1 計画策定に
当たって2 計画の基本的な
考え方

3 計画の内容

4 計画の推進に
当たって

参考資料

施策3 一時保護支援と安全確保の充実

被害者の状況に応じた一時保護支援と安全確保の充実を図ります。

No.	内容	主な所管局
60	●一時保護支援と安全確保の充実 被害者に緊急避難の必要があると認められた場合には、神奈川県配偶者暴力相談支援センターや警察との連携・協力により、一時保護による被害者の安全確保を図るほか、被害者に子どもがいる場合は、相模原市配偶者暴力相談支援センターと児童相談所の連携等により、子どもの安全確保を図ります。	市民局
61	●住民登録等の支援 住民基本台帳事務における支援措置等により、被害者の保護を図ります。	市民局 各区役所

1
計画策定に
当たって

2
計画の基本的な
考え方を

3
計画の内容

4
計画の推進に
当たって

参考資料

施策の基本方向2 関係機関・団体との連携・協力及び自立支援の充実

子どもの目の前で家族に対して暴力をふるうことは、児童に対する心理的虐待に当たるとされており、DVと児童虐待は深く関連しています。また、高齢者に対するDVは高齢者虐待とも関連しているなど、DVは他の様々な問題と関連しています。このため、被害者が適切な支援を受けられるよう、関係機関・団体との連携・協力を図ります。

施策4 関係機関・団体との連携・協力体制の強化

DV対策の充実に向け、関係機関・団体との連携・協力体制の強化を図ります。

No.	内容	主な所管局
62	<p>●関係機関・団体との連携・協力体制の強化</p> <p>被害者の保護及び自立支援の充実のため、会議や意見交換会といった機会を通じて、市、関係機関・団体の連携・協力体制の強化を図ります。</p>	市民局
63	<p>●民生委員・児童委員等への研修・情報提供</p> <p>被害者を早期に発見し、相談や保護につなげるため、地域に密着した活動をしている民生委員・児童委員等へ、DVに関する研修や情報提供を行います。</p>	市民局

施策5 関係機関・団体との連携による自立支援の充実

被害者の状況に応じて、関係機関・団体との連携による自立支援の充実を図ります。

No.	内容	主な所管局
64	<p>●関係機関・団体との連携による自立支援の充実</p> <p>関係機関・団体との連携により、住居の確保や就労支援等、被害者の状況に応じた切れ目のない支援を行うとともに、必要かつ適切な情報を提供します。</p>	市民局

1 計画策定に
当たって2 計画の基本的な
考え方

3 計画の内容

4 計画の推進に
当たって

参考資料

施策の基本方向3 DV根絶に向けた取組の推進

思春期や青年期といった若い世代を含めたあらゆる世代、あらゆる人に対し、DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であること等の意識啓発を図り、DV根絶に向けた取組を推進します。

施策6 DV根絶に向けた意識啓発等の推進

DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるため、その根絶に向けた意識啓発等を図ります。

No.	内容	主な所管局
65	●DV根絶に向けた意識啓発の推進 DVに対する正しい理解を広めるため、多様な機会や媒体を通じて、市民への意識啓発を図ります。	市民局
66	●DV対策の充実に向けた情報収集 DV対策の充実のため、被害者支援や加害者対策に関する国や他自治体、民間団体等の調査研究、取組状況等の把握に努めます。	市民局

施策7 デートDV防止に向けた意識啓発の推進

思春期や青年期の若い世代を対象に、デートDV防止に向けた意識啓発を図ります。

No.	内容	主な所管局
67	●デートDV防止に向けた意識啓発の推進 デートDVの防止に向け、様々な機会や媒体を通じて、思春期や青年期の若い世代への意識啓発を図ります。	市民局

01

推進体制

1

推進拠点・機能

①相模原市立男女共同参画推進センター(愛称：ソレイユさがみ)

男女共同参画社会の実現を図るための拠点施設です。

市民等に対し、広く男女共同参画を推進するために、講座、講演会等の開催、市民団体の活動支援、相談事業等、様々な事業を実施します。

②相模原市配偶者暴力相談支援センター

配偶者等に対する暴力の根絶と被害者への支援を行うための総合機能です。

関係機関・団体と連携し、DVに関する相談支援や、研修、啓発活動等を行います。

③相模原市男女共同参画専門員

市長から委嘱され、男女共同参画に関する意見等の申出への対応を行う非常勤特別職です。

本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策、男女共同参画の推進に影響を及ぼす施策等について、市民等からの意見や相談等の申出を受け付け、必要な調査を行い、必要に応じて助言や是正の要望等を行います。

2

附属機関・庁内の推進体制

①相模原市男女共同参画審議会

学識経験者、公募市民及び関係団体の代表者により構成される市の附属機関です。

条例第10条に規定する基本計画の策定や男女共同参画の推進に関する重要な事項について、市長の諮問に応じて調査審議等を行います。また、施策の実施状況等について本審議会へ意見を求めながら、本計画をより効果的に推進していきます。

②男女共同参画・女性活躍推進会議

関係各課・機関の所属長等により構成される庁内会議です。

関係部局間の総合調整や、連携の強化を図りながら、本計画の考え方を本市のあらゆる施策に反映させ、本市における男女共同参画関連施策を総合的かつ効果的に推進します。

③人権・男女共同参画職場推進員

全所属長を人権・男女共同参画職場推進員に位置付け、所属職員への意識啓発をはじめ、市政のあらゆる分野の施策や事業等への積極的な人権及び男女共同参画の視点の導入を推進します。

3

多様な主体との連携・協働

特定非営利活動法人男女共同参画さがみはらをはじめ、市民や事業者、NPO、大学等の多様な主体と連携・協働することにより、それぞれの特性や情報、資源を活用した施策展開を進めます。

02 点検・評価

1 事業の点検・評価・公表

毎年、本計画に基づく施策の推進状況について報告書を作成し、相模原市男女共同参画審議会から評価等を受けた上で、これを公表します。

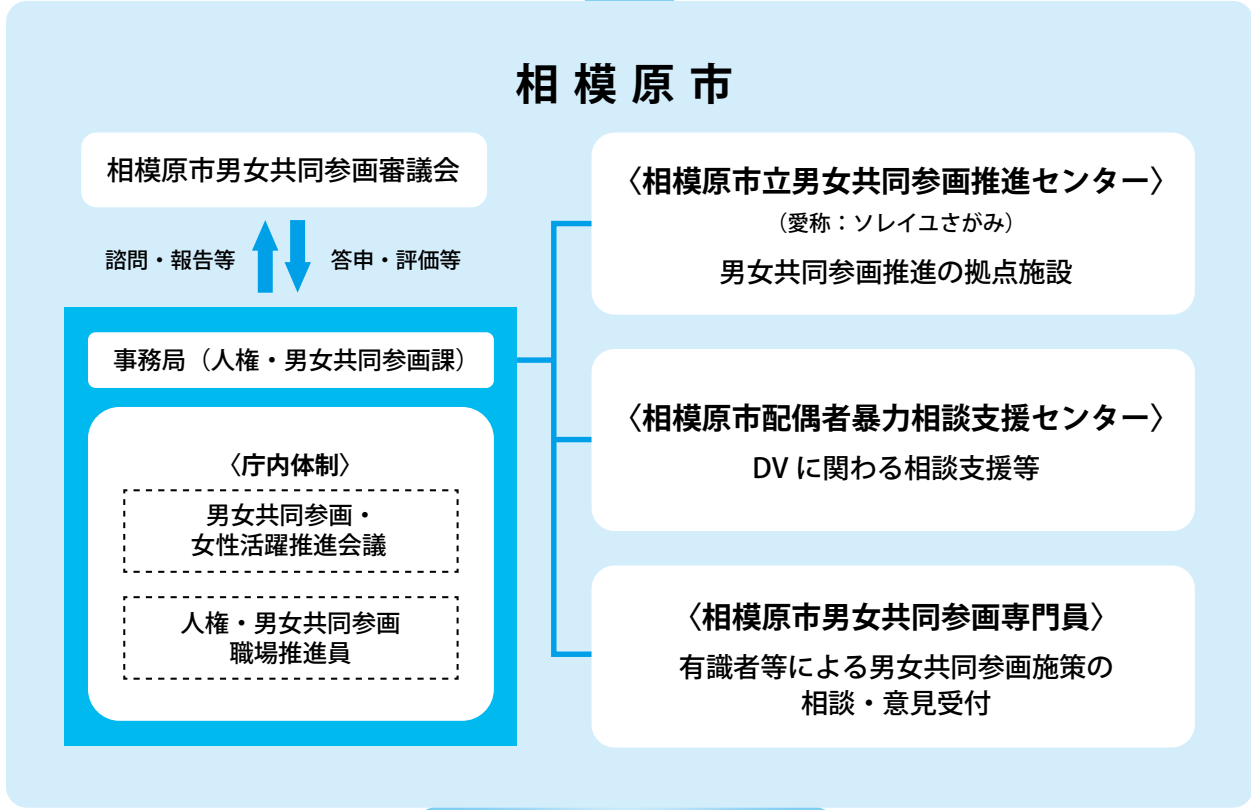
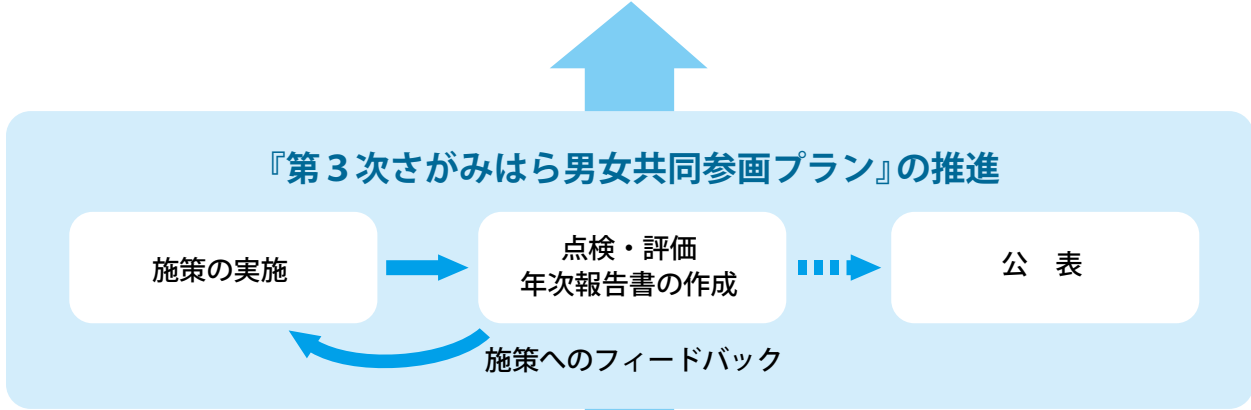
2 数値目標

男女共同参画社会の実現に向けて、本計画をより実効性のあるものとし、施策の推進状況をより明確にするため、基本方針ごとに成果指標を設定します。

基本方針	指標番号	指標項目	基準値 (年度)	目標値 (R9年度)
基本方針Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画の推進	1	市の審議会等における女性の割合	33.9% (H30)	40.0%
	2	市職員における管理職(課長級以上)に占める女性の割合(教職員を除く。)	18.8% (R1)	30.0%
	3	教職員の管理職(校長・副校長)に占める女性の割合	35.5% (R1)	40.0%
	4	自治会長に占める女性の割合	7.3% (R1)	10.0%
基本方針Ⅱ 男女共同参画の視点に立った安心な暮らしの実現	5	児童扶養手当の受給開始後5年経過者の就労している割合	84.1% (H30)	86.0%
	6	自分が健康であると感じている市民の割合	81.4% (R1)	84.3%
基本方針Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革	7	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった考え方に反対する市民の割合	57.0% (H30)	80.0%
基本方針Ⅳ 働く場における女性の活躍推進 【さがみはら女性活躍推進プラン】	8	事業所における女性管理職の割合	15.0% (H28)	22.0%
	9	職場環境における男女の地位が平等になっていると感じている市民の割合	18.8% (H30)	30.0%
	10	男性の育児・介護休業の取得について、取得した方がよいと考える市民の割合	90.2% (H30)	基準値を上回る
基本方針Ⅴ 配偶者等に対する暴力の根絶と被害者への支援 【さがみはらDV対策プラン】	11	夫婦(パートナー)間・交際相手間における次のような行為を暴力と認識する人の割合		
		【身体的暴力】①平手で打つ	①74.2%	①90.0%
		【精神的暴力】②何を言っても長時間無視し続ける	②48.9%	②65.0%
【社会的暴力】③交友関係や電話・メールなどを細かく監視する		③55.7%	③70.0%	
【経済的暴力】④家計に必要な生活費を渡さない		④70.6%	④85.0%	
【性的暴力】⑤見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる		⑤70.7%	⑤85.0%	
⑥いやがっているのに性的な行為を強要する	⑥84.7% (H30)	⑥95.0%		
12	DVに関わる相談場所を知っている市民の割合	68.2% (H30)	76.0%	
13	DV被害にあった際、相談した市民の割合	37.6% (H30)	50.0%	

第3次さがみはら男女共同参画プラン 推進体制図

男女共同参画社会の実現



連携・協働・協力



1 計画策定に当たって

2 計画の基本的な考え方

3 計画の内容

4 計画の推進に当たって

参考資料

参考資料

01 用語解説 (50音順)

あ行

■ アダルトビデオ出演強要問題

詐欺や脅迫的な言動によって、強制的にアダルトビデオに出演させられたり、その出演を拒否すると多額の違約金を請求され、アダルトビデオへの出演を余儀なくされたりすること。

■ エイズ (AIDS)

後天性免疫不全症候群 (Acquired Immunodeficiency Syndrome) の略称で、HIVに感染した人が、免疫機能の低下により厚生労働省が定めた23の合併症のいずれかを発症した場合に診断される。

HIVに感染していても、この23の合併症のいずれかを発症しない限りはエイズとは言わない。

■ HIV

ヒト免疫不全ウイルス (Human Immunodeficiency Virus) というウイルスの頭文字を取った略称。

■ SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Social Networking Service) の略。友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。

■ SDGs

持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals) の略称で、平成27年 (2015年) 9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28年 (2016年) から令和12年 (2030年) までの国際目標。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴールから構成され、地球上の

誰一人として取り残さない (leave no one behind) ことを誓っている。

か行

■ キャリア教育

児童・生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。

さ行

■ JKビジネス

女子高校生 (JK) 等、若者の性を売り物とする営業のこと。健全な営業を装いながら、性的なサービスを提供させるものが存在しており、大都市を中心に、「散歩」等多様な形態で出現している。

■ ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。生物学的性別に対して、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」のような男女の別を示す概念であり、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではない。

■ 性感染症

性行為 (性交を含めた性的接触) によって感染する病気の総称。性器クラミジア感染症、性器ヘルペス、淋菌感染症、梅毒、B型肝炎等、様々なものがあり、エイズもその一種に含まれる。

■ 性的少数者

からだの性と性自認 (自分の性をどのように認識しているのかを示す概念) が異なる人、性的指

向(どのような性別の人を好きになるかを示す概念)が同性(あるいは両性)に向いている人、誰にも恋愛感情や性愛の感情を抱かない人、性自認を男女のいずれかとは認識しない人など、性のあり方が少数派の人のこと。「性的マイノリティ」や「セクシュアルマイノリティ」ともいう。

■ 性別による固定的な役割分担意識 (固定的性別役割分担意識)

男女を問わず、個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男性は仕事、女性は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

■ セクシュアル・ハラスメント

相手が望まない性的な言動等により、相手方の就業環境や生活環境を害することや、相手方に不利益を与えることをいう。

相手の性的指向や性自認、異性、同性にかかわらず、相手の意に反する性的な言動等はセクシュアル・ハラスメントに該当する。

た行

■ 男女共同参画社会

平成11年に制定された男女共同参画社会基本法では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されている。本市では男女共同参画の推進を最重要課題の一つとして位置付けている。

■ デートDV

恋人同士の間で起こる暴力のこと。

■ DV(ドメスティック・バイオレンス)

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。本計画では、

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)の対象外である親、きょうだいなどからの暴力も対象としている。

「暴力」とは、殴ったり蹴ったりするなど、直接何らかの有形力を行使する「身体的暴力」だけでなく、心無い言動等により、相手の心を傷つける「精神的暴力」、生活費を渡さない、もしくは仕事を制限するといった「経済的暴力」、嫌がっているのに性的行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しないといった「性的暴力」なども含まれる。

は行

■ パワー・ハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係等の職場内での優位性^(※)を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為のこと。

(※)上司から部下へのいじめ・嫌がらせ等だけでなく、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対して様々な優位性を背景に行われるものも含む。

ま行

■ マタニティ・ハラスメント

職場等において行われる上司・同僚からの言動等により、妊娠・出産した女性労働者や、育児休業・介護休業等を申出・取得した男女労働者の就業環境が害されること。

■ メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

ら行

■ ライフステージ

幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等、人間の一生をいくつかに分けて考えた段階のこと。

■ リプロダクティブ・ヘルス／ライツ (性と生殖に関する健康と権利)

リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)とは、平成6年の国際人口開発会議の「行動計画」及び平成7年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、リプロダクティブ・ライツ(性と生殖に関する権利)は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

わ行

■ ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)

誰もが人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

02

計画策定の経過

年月日	会議等	主な内容等
平成30年 5月30日	第1回男女共同参画・女性活躍推進会議	市民意識・事業所調査設問内容の検討等
6月27日～ 7月12日	男女共同参画に関する市民意識・事業所調査	市民意識・事業所調査
7月4日	第1回相模原市男女共同参画審議会	スケジュール等
10月23日	第3回男女共同参画・女性活躍推進会議	策定に係る考え方の検討等
10月30日	働く女性を応援する企業との懇話会	企業との意見交換
11月7日	第3回相模原市男女共同参画審議会	諮問、策定に係る考え方の検討等
11月30日	第4回男女共同参画・女性活躍推進会議	構成案の検討等
12月25日	第4回相模原市男女共同参画審議会	構成案の検討等
平成31年 2月6日	第5回男女共同参画・女性活躍推進会議	素案の検討
2月26日	第5回相模原市男女共同参画審議会	素案の検討
令和元年 5月16日	第1回男女共同参画・女性活躍推進会議	素案の検討
6月4日	第1回相模原市男女共同参画審議会	素案の検討
7月9日	第2回男女共同参画・女性活躍推進会議	素案の検討
7月30日	第2回相模原市男女共同参画審議会	素案の検討
8月22日	第3回男女共同参画・女性活躍推進会議	素案の検討
9月17日	第3回相模原市男女共同参画審議会	答申案の検討
10月1日	相模原市男女共同参画審議会より答申	答申
12月15日～ 令和2年 1月21日	パブリックコメント	
3月	第3次さがみはら男女共同参画プラン 策定	

1
計画策定に
当たって2
考え方の
基本的な3
計画の内容4
計画の推進に
当たって

参考資料

03 諮問書

FNo.0・4・8
平成30年11月7日

相模原市男女共同参画審議会
会長 永井 暁子 様

相模原市長 加山 俊夫

次期さがみはら男女共同参画プランの策定について（諮問）

さがみはら男女共同参画推進条例（平成16年相模原市条例第1号）第10条第2項の規定に基づき、次のとおり諮問します。

- 1 諮問事項
次期さがみはら男女共同参画プランの策定について
- 2 理由
平成24年3月に策定した第2次さがみはら男女共同参画プラン21が平成31年度で終了することに伴い、次期さがみはら男女共同参画プランの策定について諮問するものです。
- 3 答申希望時期
平成31年9月

以上

令和元年10月1日

相模原市長 本村 賢太郎 殿

相模原市男女共同参画審議会
会長 永井 暁子

次期さがみはら男女共同参画プランの策定について（答申）

平成30年11月7日付け、FN o. 0・4・8をもって諮問のありました標記の件について、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり答申します。

以 上

05

相模原市男女共同参画審議会委員名簿

[任期：平成30年6月1日～令和2年5月31日]

No.	氏名	所属団体等	備考
1	麻生 照子	公募委員	
2	岩永 良子	特定非営利活動法人 かながわ女のスペース みずら	
3	大木 恵	相模原市自治会連合会	
4	小川 紀子	公募委員	平成31年 3月31日まで
4	出口 忠夫	公募委員	平成31年 4月 1日から
5	小林 政美	特定非営利活動法人 男女共同参画さがみはら	
6	竹内 祥子	相模原市退職校長会	
7	天明 信子	相模原市民生委員児童委員協議会	
8	徳田 晃一郎	神奈川県弁護士会	
9	永井 暁子	日本女子大学 准教授	会長
10	永井 洋	神奈川県社会保険労務士会 相模原支部	
11	中西 泰子	相模女子大学 准教授	
12	西岡 直子	相模原市医師会	
13	長谷川 明	相模原商工会議所	
14	松岡 裕	相模原市 私立保育園・認定こども園 園長会	
15	矢野 由佳子	和泉短期大学 准教授	副会長

(50音順・敬称略)

1
計画策定に
当たって2
計画の基本的な
考え方を3
計画の内容4
計画の推進に
当たって

参考資料

さがみはら男女共同参画推進条例

平成16年3月26日
条例第1号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 基本的施策（第10条—第16条）

第3章 推進体制等（第17条—第22条）

第4章 雑則（第23条）

附則

男女が、互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現は、私たち市民の願いである。

相模原市では、男女共同参画社会の実現に向け、これまでも「さがみはら男女平等憲章」、「さがみはら男女共同参画都市宣言」等に基づき、施策の推進に努めてきた。

しかしながら、今なお、性別による固定的な役割分業意識やそれに基づく慣行が、広く根強く残存しているため、特に女性の能力の発揮を阻んでいる。このことは、同時に男性の生き方にも影響を与えており、男女平等とは言いがたい現実となっている。

また、女性に対するドメスティック・バイオレンスの根絶、男女平等に基づく就業環境の改善等が緊要な課題となっており、男女がともに生きやすい社会をつくるためには、なお一層の努力が必要とされている。

さらに、相模原市にとって、これからの男女共同参画のまちづくりを考えたとき、あらゆる場において、教育の果たす役割が重要となっている。

こうした状況を踏まえ、男女共同参画の理念が行き渡る実効性のある取組が今強く求められており、性別にかかわらず人権が尊重され、豊かで活力ある未来を拓くため、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の理念並びに市、市民、事業者及び教育に携わる者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う

ことをいう。

(2) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体をいう。

(3) セクシュアル・ハラスメント 相手が望まない性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

(4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人等の親密な関係にある者からの暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

(男女共同参画の理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる理念に基づいて推進されなければならない。

(1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮できる機会が確保されることその他の男女の人権が平等に尊重されること。

(2) 男女が、社会の対等な構成員として、市の政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(3) 社会の制度又は慣行が、性別による固定的な役割分業意識を反映して、男女の活動を制限することのないよう、又は自らの意思による多様な生き方の選択に影響を及ぼすことのないように配慮されること。

(4) 家庭、地域、学校、職場その他のあらゆる場において、男女平等の意識が浸透し、性別にかかわらず、一人ひとりの個性と能力を尊重した教育が行われること。

(5) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護等の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を果たし、かつ、家庭生活における活動以外の活動を行うことができるようにすること。

(6) 男女が互いの性に関する理解を深め、女性の生涯にわたる性と生殖に関する健康が保持されること。

(7) 男女共同参画社会の実現が、国内及び国際社会における様々な取組と密接に関連していることから、それらの取組と協調して行われること。

(市の役割)

第4条 市は、男女共同参画の推進を最重要課題の一つとして位置付け、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、実施するとともに、あらゆる施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画の視点をもって取り組むものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、国、県その他関係団体と連携を図るとともに、市民、事業者及び教育に携わる者と協働して取り組むものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、男女共同参画についての理解を深め、

家庭、地域、学校、職場その他のあらゆる場において、男女共同参画の推進に積極的に取り組むように努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。
- 3 市民は、次代を担う子どもたちの男女平等を推進する教育に関し、自ら積極的に参画するように努めなければならない。
(事業者の役割)

第6条 事業者は、その事業活動において、男女共同参画の推進に積極的に取り組むとともに、就労者が職業生活における活動と子育て、介護等の家庭生活における活動とを両立できるような職場環境づくりに努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。
- 3 事業者は、男女の就業状況その他の男女共同参画の取組状況について、市の求めに応じて報告するように努めなければならない。
(教育に携わる者の役割)

第7条 学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育に携わる者は、男女共同参画を推進する上での教育の果たす役割の重要性を認識し、男女共同参画の理念に配慮した教育を行うように努めなければならない。

(性別による差別的扱い等の禁止)

第8条 何人も、性別による差別的扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等の人権侵害を行ってはならない。
(公衆に表示する情報における配慮)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分業を助長する表現その他の男女共同参画の推進を阻害する表現を行わないように努めなければならない。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 市長は、基本計画の策定に当たっては、相模原市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。
- 3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(家庭生活、地域生活及び職業生活への参画支援)

第11条 市は、市民、事業者等との協働により、家族を構成する男女が相互に協力し、自らの意思によって家庭生活、地域生活及び職業生活のそれぞれの活動に参画できるように必要な支援を行うものとする。
(啓発活動等)

第12条 市は、男女共同参画に関する市民、事業者等の関心を高めるとともに、その理解を深めるための啓発活動を行うものとする。

- 2 市は、男女共同参画の推進を阻害するおそれのある表現及び情報について、市民が主体的に解釈し、

評価できる能力を向上するための学習の場を確保するものとする。

- 3 市は、地域、学校、職場その他のあらゆる場において指導的立場にある者に対する男女共同参画に関する研修機会の充実を図るものとする。
(被害者に対する支援)

第13条 市は、性別による差別的扱い、セクシュアル・ハラスメント等の被害者に対し、救済、心身の健康回復等のための支援を実施するものとする。

- 2 市は、ドメスティック・バイオレンスの防止並びにその被害者の保護及び自立に向けた支援を図るため、被害者を一時的に保護する施設を確保するとともに、その他必要な施策を実施するものとする。
(調査研究等)

第14条 市は、男女共同参画の推進に必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(民間の団体に対する支援及び協力)

第15条 市は、民間の団体が男女共同参画の推進に関して行う諸活動に対し、必要な支援及び協力を行うものとする。

(年次報告)

第16条 市長は、毎年、男女共同参画の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 推進体制等

(施策の推進体制の整備)

第17条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(審議会等の委員の構成)

第18条 市は、市が設置する審議会等の委員の委嘱等を行うときは、男女いずれか一方の委員の数が委員総数の10分の4未満とならないように努めなければならない。

(男女共同参画推進週間)

第19条 市は、男女共同参画への関心と理解を深める取組が市民、事業者等に広く周知されるように男女共同参画推進週間を設ける。

(相模原市男女共同参画専門員)

第20条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての意見、苦情及び相談(以下「施策に対する意見等」という。)並びに市内において男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害されたことについての相談及び苦情(以下「人権侵害に対する相談等」という。)を処理するため、相模原市男女共同参画専門員(以下「専門員」という。)を置く。

- 2 専門員の定数は、3人以内とする。
- 3 専門員の任期は、2年とする。ただし、補欠の専門員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 専門員は、再任されることができる。
(意見等の申出等)

第21条 施策に対する意見等又は人権侵害に対する相談等のある者は、専門員にその旨を申し出ることができる。

- 2 専門員は、前項の規定により施策に対する意見等又は人権侵害に対する相談等の申出があった場合は、必要に応じて、その内容について調査を行うことができる。
- 3 専門員は、施策に対する意見等の申出があった場合において、調査のため必要があると認めるときは、施策を実施する機関に対し、関係資料の提出及び説明を求めることができる。
- 4 専門員は、施策に対する意見等の申出があった場合において、調査の結果、必要があると認めるときは、施策を実施する機関に対し、助言、是正の要請等を行うことができる。
- 5 専門員は、人権侵害に対する相談等の申出があった場合において、調査のため必要があると認めるときは、関係者に対し、関係資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 6 専門員は、人権侵害に対する相談等の申出があった場合において、調査の結果、必要があると認めるときは、関係者に対し、助言、是正の要望等を行うことができる。

(拠点施設)

第22条 市は、相模原市立男女共同参画推進センターを活動拠点として、男女共同参画を推進するものとする。

第4章 雑則

(委任)

第23条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

男女共同参画社会基本法

平成十一年六月二十三日 法律第七十八号
最終改正 同十一年十二月二十二日 同第一六〇号

目次

前文	
第一章	総則（第一条—第十二条）
第二章	男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）
第三章	男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）
附則	

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会

の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。
(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。
(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。
(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。
(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。
(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。
(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣

総理大臣が指定する者

- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成十三年四月十三日 法律第三十一号
最終改正 令和元年六月二十六日 同第四十六号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等
（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条一
第五条）

第三章 被害者の保護（第六条一第九条の二）

第四章 保護命令（第十条一第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条一第二十八條）

第五章の二 補則（第二十八條の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に
向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為を
も含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害
者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、
配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性で
あり、経済的自立が困難である女性に対して配偶
者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女
平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の
実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被
害者を保護するための施策を講ずることが必要である。
このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めて
いる国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、
自立支援等の体制を整備することにより、配偶者から
の暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律
を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、
配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な
攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをい
う。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響
を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二におい
て「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶
者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が
離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあって
は、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体
に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴
力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をして
いないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含

み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上
婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚し
たと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を
防止するとともに、被害者の自立を支援することを
含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大
臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項にお
いて「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防
止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な
方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項におい
て「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条
第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基
本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関
する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のた
めの施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保
護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更し
ようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長
に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更した
ときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都
道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者
の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以
下この条において「都道府県基本計画」という。）を定
めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を
定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関
する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のた
めの施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保
護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針
に即し、かつ、都道府県基本計画を勧告して、当該
市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者
の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以
下この条において「市町村基本計画」という。）を定め
るよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市
町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞な
く、これを公表しなければならない。

1
計画策定に
当たって

2
計画の基本的な
考え方

3
計画の内容

4
計画の推進に
当たって

参考資料

- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう

努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和三十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和三十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和三十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を

行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心(せいしつしん)を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所にお

いて当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。
（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。
（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消の原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所

も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の

事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受
-----	-----	--------------------------------

		けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則(抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) (抄)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成二十七年九月四日 法律第六十四号
最終改正 令和元年六月五日 同第二十四号

目次

第一章	総則（第一条—第四条）
第二章	基本方針等（第五条・第六条）
第三章	事業主行動計画等
第一節	事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節	一般事業主行動計画（第八条—第十四条）
第三節	特定事業主行動計画（第十五条）
第四節	女性の職業選択に資する情報の公表 （第十六条・第十七条）
第四章	女性の職業生活における活躍を推進するための 支援措置（第十八条—第二十五条）
第五章	雑則（第二十六条—第二十八条）
第六章	罰則（第二十九条—第三十四条）
附則	

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。
（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女

が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に必要となる施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。
(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取

組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。
(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。
(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付して

はならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規

定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、

管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。
(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。
(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。
(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。
(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を

行うものとする。

- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第四項の規定に違反した者

二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項の規定に違反した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十二条第五項において準用する職業安定法第

五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号) (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二

第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三條（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和元年六月五日法律第二四号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（令和元年政令第一七四号で令和二年六月一日から施行）

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（令和元年政令第一七四号で令和四年四月一日から施行）

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

平成三十年五月二十三日 法律第二十八号

(目的)

第一条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職(次条において「公選による公職等」という。)にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること(以下「政治分野における男女共同参画」という。)が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念のっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(基本原則)

第二条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則(次条において単に「基本原則」という。)のっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。

(政党その他の政治団体の努力)

第四条 政党その他の政治団体は、基本原則のっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

第五条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、国内外における当該取組の状況に関する実態の調査並びに当該取組に関する情報の収集、整理、分析及び提供(次項及び第九条において「実態の調査及び情報の収集等」という。)を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第六条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。

(環境整備)

第七条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うよう努めるものとする。

(人材の育成等)

第八条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、人材の育成及び活用に資する施策を講ずるよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第九条 国は、実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

1 計画策定に当たって

2 計画の基本的な考え方を

3 計画の内容を

4 計画の推進に当たって

参考資料

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

この条約の締約国は、国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認

められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び

1
計画策定に
当たって

2
計画の基本的な
考え方

3
計画の内容

4
計画の推進に
当たって

参考資料

享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
- 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- 家族給付についての権利
- 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
- すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カ

- ウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
 - あらゆる地域活動に参加する権利
 - 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
 - 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかに問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
- 婚姻をする同一の権利
 - 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択

する権利を含む。)

- (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置(立法を含む。)がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この条約の効力発生の際は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿(これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。)を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承

認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内

(b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。

- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

1 委員会は、手続規則を採択する。

2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。

- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

07

男女共同参画に関する年表

年	国連等の動き	日本の動き	相模原市の動き
1945 (昭和20)		・改正衆議院議員選挙法公布 (婦人参政権)	
1946 (昭和21)	・国連婦人の地位委員会設置	・戦後第1回衆議院議員総選挙 (初の婦人参政権行使)	
1947 (昭和22)		・民法改正(家父長制廃止) (48年施行)	
1948 (昭和23)	・世界人権宣言採択	・優生保護法公布、施行	
1956 (昭和31)		・売春防止法公布(58年施行)	
1961 (昭和36)		・所得税法改正 (配偶者控除制度新設)	
1967 (昭和42)	・婦人に対する差別撤廃宣言採択		
1975 (昭和50)	・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議 (メキシコシティ)にて世界 行動計画採択	・国際婦人年にあたり婦人の社会的 地位向上をはかる決議採択 ・婦人問題企画推進本部設置 ・婦人問題企画推進本部会議開催	
1976 (昭和51)	・国連婦人の10年(～85年)	・民法改正(離婚復氏制度)、 戸籍法公布、施行	
1977 (昭和52)		・国内行動計画策定 ・国立婦人教育会館開館	
1979 (昭和54)	・女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)採択(81年発効)		
1980 (昭和55)	・「国連婦人の10年」中間年世界 会議(コペンハーゲン)にて、 国連婦人の十年後半期行動 プログラム採択	・民法改正(配偶者の相続分 改正)(81年施行) ・女子差別撤廃条約署名	
1981 (昭和56)	・ILO「家族的責任を有する男女 労働者の機会及び待遇の均等 に関する条約(第156号)」及び 「男女労働者特に家族的責任を 有する労働者の機会均等及び 均等待遇に関する勧告(第165号)」 採択	・国内行動計画後期重点目標策定	
1984 (昭和59)		・国籍法、戸籍法改正(父母両 系主義の採用、配偶者の帰化 条件の男女同一化)(85年施行) ・パートタイム労働対策要綱制定	
1985 (昭和60)	・国連婦人の10年の成果を検討し、 評価するための世界会議 開催(ナイロビ) ・西暦2000年に向けての婦人の 地位向上のためのナイロビ将来 戦略採択	・国民年金法改正(専業主婦の 基礎年金保障)(86年施行) ・男女雇用機会均等法公布 (86年施行) ・女子差別撤廃条約批准	
1986 (昭和61)			・女性に関する総合窓口開設

1
計画策定に
当たって2
計画の基本的な
考え方を3
計画の内容4
計画の推進に
当たって

参考資料

年	国連等の動き	日本の動き	相模原市の動き
1986 (昭和61)			・第3次総合計画「21世紀をめざすさがみはらプラン」を策定(女性の自立と参加による男女共同参画社会の実現をめざす)
1987 (昭和62)		・西暦2000年に向けての新国内行動計画策定 ・所得税法改正(配偶者特別控除創設)、施行	
1988 (昭和63)		・労働基準法改正(週40時間労働制規定)	・婦人問題基本調査実施 ・相模原市婦人問題懇談会設置
1989 (平成元)	・児童の権利に関する条約採択	・高等学校学習指導要領改訂(高校家庭科男女必修化) ・パートタイム労働指針告示	・女性政策課設置 ・さがみはら女性計画策定委員会・60人委員設置
1990 (平成2)	・国連婦人の地位委員会拡大期 ・婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論採択		・相模原市女性団体連絡協議会(現特定非営利法人男女共同参画さがみはら)設立
1991 (平成3)		・西暦2000年に向けての新国内行動計画改定 ・育児休業法公布(92年施行)	・さがみはら女性計画策定 ・相模原市における審議会等への男女共同参画を推進する要綱制定
1992 (平成4)	・環境と開発に関する国連会議開催(リオデジャネイロ)	・介護休業制度等に関するガイドライン策定 ・初の婦人問題担当大臣誕生	・さがみはら男女平等憲章制定
1993 (平成5)	・世界人権会議(ウィーン)にてウィーン宣言および行動計画採択 ・女性に対する暴力の撤廃に関する宣言採択	・パートタイム労働法公布、施行	・女性問題基本調査実施
1994 (平成6)	・ILO「パートタイム労働に関する条約(第175号)」採択 ・第2回アジア・太平洋大臣会議(ジャカルタ)にて「アジア・太平洋における女性の地位向上のためのジャカルタ宣言」採択 ・国際人口開発会議開催(カイロ)	・総理府に男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会設置(政令) ・内閣に男女共同参画推進本部設置 ・児童の権利に関する条約批准	
1995 (平成7)	・第4回世界女性会議開催(北京)にて北京宣言及び行動綱領採択	・育児休業法を育児・介護休業法に改正(介護休業制度の法制化)(99年施行) ・ILO「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約(第156号)」批准	・女性政策情報コーナー設置 ・さがみはら女性計画後期実施計画策定
1996 (平成8)		・優生保護法を母体保護法に改正、施行 ・男女共同参画2000年プラン策定	
1997 (平成9)		・男女共同参画審議会設置(法律) ・労働基準法改正(母性保護以外の女性保護規定廃止)(99年施行) ・男女雇用機会均等法改正(女性に対する差別の禁止、ポジティブアクションの奨励、セクハラ防止)(99年施行) ・育児・介護休業法改正(深夜業制限) ・介護保険法公布(2000年施行)	
1998 (平成10)			・(仮称)女性センター基本構想策定

1
計画策定に
当たって

2
計画の基本的な
考え方

3
計画の内容

4
計画の推進に
当たって

参考資料

年	国連等の動き	日本の動き	相模原市の動き
1999 (平成11)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画社会基本法公布、施行 食料・農業・農村基本法公布、施行（女性の参画の促進） 	<ul style="list-style-type: none"> 新世紀さがみはらプラン策定 女性問題基本調査実施 （仮称）男女共同参画推進センター基本計画策定
2000 (平成12)	<ul style="list-style-type: none"> 国連特別総会「女性2000年会議」開催（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ストーカー規制法公布、施行 男女共同参画基本計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> 相模原市立男女共同参画推進センター（ソレイユさがみ）開館 さがみはら男女共同参画都市宣言 女性政策課を男女共同参画課に改称
2001 (平成13)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画会議設置 内閣府に男女共同参画局設置 第1回男女共同参画週間 DV防止法公布、施行 育児・介護休業法改正（時間外労働の制限制度創設）(02年施行) 	<ul style="list-style-type: none"> さがみはら男女共同参画プラン21策定
2002 (平成14)			<ul style="list-style-type: none"> 相模原市男女共同参画に関する意識調査を実施
2003 (平成15)		<ul style="list-style-type: none"> 母子福祉法等の改正（母子家庭等の自立促進） 次世代育成支援対策推進法公布（05年全面施行） 少子化社会対策基本法公布、施行 	
2004 (平成16)		<ul style="list-style-type: none"> DV防止法改正（配偶者からの暴力の定義拡大、保護命令制度の拡充） 育児・介護休業法改正（育児・介護休業取得の期間雇用者への適用拡大、育休期間の延長、子の看護休暇創設）(05年施行) 	<ul style="list-style-type: none"> さがみはら男女共同参画推進条例公布、施行 男女共同参画推進センターの指定管理者制度の導入「特定非営利活動法人男女共同参画さがみはら」に管理運営を委託
2005 (平成17)	<ul style="list-style-type: none"> 第49回国連婦人の地位委員会（「北京+10」世界閣僚級会合）開催 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画基本計画（第2次）策定 	<ul style="list-style-type: none"> さがみはら男女共同参画プラン21の一部見直し
2006 (平成18)	<ul style="list-style-type: none"> 第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合開催（東京） 	<ul style="list-style-type: none"> 男女雇用機会均等法改正（性別による差別禁止の範囲拡大）(07年施行) 	
2007 (平成19)		<ul style="list-style-type: none"> DV防止法改正（保護命令制度の拡充）(08年施行) パートタイム労働法改正（労働条件の書面による明示、通常の勤労者への転換の推進等）(08年施行) 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 	
2008 (平成20)		<ul style="list-style-type: none"> 「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 	<ul style="list-style-type: none"> さがみはら男女共同参画プラン21の計画期間を1年延長
2009 (平成21)		<ul style="list-style-type: none"> 育児・介護休業法改正（短時間勤務制度の義務化、所定外労働の免除の義務化、子の看護休暇の拡充、公表制度及び過料の創設等）(10年施行) 	<ul style="list-style-type: none"> 相模原市男女共同参画に関する市民意識・事業所調査実施
2010 (平成22)	<ul style="list-style-type: none"> 第54回国連婦人の地位委員会（「北京+15」記念会合）開催 	<ul style="list-style-type: none"> 第3次男女共同参画基本計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進シンボルマーク制定 相模原市男女共同参画審議会諮問（第2次さがみはら男女共同参画プラン21）

1 計画策定に当たって

2 計画の基本的な考え方

3 計画の内容

4 計画の推進に当たって

参考資料

年	国連等の動き	日本の動き	相模原市の動き
2011 (平成23)	・ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関 (UN Women) 発足		・相模原市男女共同参画審議会答申 (第2次さがみはら男女共同参画プラン21)
2012 (平成24)	・第56回国連婦人の地位委員会にて「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議にて女性の活躍促進による経済活性化行動計画策定	・第2次さがみはら男女共同参画プラン21策定 ・相模原市配偶者暴力相談支援センター開設
2013 (平成25)		・DV防止法改正 (法の適用対象拡大、法律名の改正) (14年施行) ・ストーカー規制法改正	
2014 (平成26)	・第58回国連婦人の地位委員会にて「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・パートタイム労働法改正 (パートタイム労働者の範囲拡大、短時間労働者の待遇の原則の新設、事業主による説明義務の新設等) (15年施行)	
2015 (平成27)	・UN Women日本事務所開設 ・第59回国連婦人の地位委員会 (「北京+20」) 開催	・第4次男女共同参画基本計画策定 ・女性活躍推進法公布、施行 (16年全面施行)	・相模原市男女共同参画に関する市民意識・事業所調査実施
2016 (平成28)		・男女雇用機会均等法改正 (妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務の新設) (17年施行) ・育児・介護休業法改正 (子の看護休暇の半日単位の取得、育児休業の対象となる子の範囲拡大等) (17年施行) ・ストーカー規制法改正 (規制対象行為の拡大等) (17年施行)	・男女共同参画課を人権・男女共同参画課に改称
2017 (平成29)		・育児・介護休業法改正、施行 (育児休業の再延長等)	
2018 (平成30)		・政治分野における男女共同参画推進法公布、施行 ・働き方改革関連法公布、一部施行	・相模原市男女共同参画に関する市民意識・事業所調査を実施 ・相模原市男女共同参画審議会諮問 (第3次さがみはら男女共同参画プラン)
2019 (平成31) (令和元)		・女性活躍推進法改正 (22年全面施行) ・DV防止法改正 (連携・協力機関として児童相談所が明確化と) (20年施行)	・相模原市男女共同参画審議会答申 (第3次さがみはら男女共同参画プラン)
2020 (令和2)			・第3次さがみはら男女共同参画プラン策定

[年表中の法律の標記]

- * 男女雇用機会均等法…雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 (昭和47年法律第113号)
- * 育児休業法…育児休業等に関する法律 (平成3年法律第76号)。現行の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 (育児・介護休業法)
- * パートタイム労働法…短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律 (平成5年法律第76号)
- * ストーカー規制法…ストーカー行為等の規制等に関する法律 (平成12年法律第81号)
- * DV防止法…配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (平成13年法律第31号)。現行の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- * 母子福祉法…現行の母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号)
- * 女性活躍推進法…女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (平成27年法律第64号)
- * 政治分野における男女共同参画推進法…政治分野における男女共同参画の推進に関する法律 (平成30年法律第28号)
- * 働き方改革関連法…働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律 (平成30年法律第71号)

1
計画策定に
当たって

2
計画の基本的な
考え方を

3
計画の内容

4
計画の推進に
当たって

参考資料

さがみはら男女共同参画都市宣言

わたくしたちは

家庭に 地域に 職場に

男女がともに参画できる社会をつくります

人として尊びあい

責任を分かちあい

豊かで活力ある未来を拓きます

市民 60 万人となった西暦 2000 年

相模原市は

男女共同参画都市として

新たにあゆみはじめます

平成 12 年 7 月 8 日

相 模 原 市

1

計画策定に
当たって

2

計画の基本的な
考え方を

3

計画の内容

4

計画の推進に
当たって

参考資料

第3次さがみはら男女共同参画プラン
令和2年3月

発行／相模原市

編集／相模原市 市民局 人権・男女共同参画課

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号

TEL 042-769-8205 FAX 042-754-7990



潤水都市 さがみはら